

衆議院 第四百七十七回国会

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第四号

平成十二年四月十三日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 桜井 新君

理事 赤城 徳彦君 鈴木 宗男君

理事 中谷 元君 林 幹雄君

理事 中桐 伸五君 堀込 征雄君

理事 遠藤 和良君 東中 光雄君

理事 西野 陽君 飯島 忠義君

荒井 広幸君 小林 多門君

熊谷 市雄君 下村 博文君

阪上 善秀君 田村 憲久君

田中 和徳君 橘 康太郎君

滝 実君 蓮実 進君

葉梨 信行君 福田 康夫君

平林 鴻三君 宮腰 光寛君

松本 純君 石井 一君

山口 泰明君 鍵田 節哉君

鹿野 道彦君 島 聡君

近藤 昭一君 井上 義久君

松本 龍君 平田 米男君

河合 正智君 井上 喜一君

木島日出夫君 鰐淵 俊之君

達増 拓也君

中西 績介君

議員 鈴木 宗男君

自治大臣 保利 耕輔君

自治政務次官 平林 鴻三君

自治政務次官 橋 康太郎君

政府参考人 (法務省刑事局長) 古田 佑紀君

政府参考人 (外務大臣官房領事移住部 長) 今井 正君

政府参考人 (自治省行政局選挙部長) 片木 淳君
衆議院調査局第一特別調査 室長 牧之内隆久君

委員の異動

四月五日 古屋 圭司君

同日 補欠選任 井上 喜一君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

同日 補欠選任 中川 秀直君

同日 補欠選任 熊谷 市雄君

同日 補欠選任 近藤 昭一君

同日 補欠選任 下村 博文君

百四十六回国会衆議院第一三三三の提出者「粕谷茂君外二十四名」は「粕谷茂君外二十三名」に訂正された。

四月五日 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第百四十六回国会衆議院第一三三三の提出者「粕谷茂君外二十三名」は「粕谷茂君外二十二名」に訂正された。

四月五日 衆議院比例定数の削減反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第三二四号)

同日(東中光雄君紹介)(第二二四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

同日(金子満広君紹介)(第一四四号)

委員の皆さんには、少々予告時間よりおくれたことをおわびを申し上げます。

この際、お諮りいたします。

去る七日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。

まず、理事の辞任の件についてお諮りいたします。

理事西野陽君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に東中光雄君を指名いたします。

○桜井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤城徳彦君。

○赤城委員 おはようございます。

今、国民の多くがパソコンを持ち、インターネットを利用して情報を収集したりしております。政党や政治家にとっても、これからますますインターネットを使った情報のやりとりということが大事になってくるかと思えます。一方で、選挙においてどういふふうにインターネットを利用していくかという問題になりますと、いろいろ問題点も多いかと思えます。

これは韓国での例ですが、韓国ではコンピュータ通信を使った選挙運動が認められております。ところが、インターネットの匿名性を利用して対立候補の人格攻撃を行うようなケースが後を絶たない、繰り返し相手候補を中傷した出馬予定者が逮捕される、こういうふうな事態も起こっております。

インターネットと選挙のあり方というものについて、まず大臣から基本的な考えを伺います。

〔委員長退席、鈴木（示）委員長代理着席〕

○保利国務大臣 パソコン等が普及をいたしましたので、インターネットもひとつでは考えられないような大変な普及をしておるわけでございます。選挙とインターネットとのかわりについて、御質問でございますけれども、公職選挙法で言っております文書図画というのは、文字もしくはこれにかわるべき符号あるいは象形を用いて、物体の上に多少とも永続的に記載された意図の表示をすることでございます。すなわち、およそ人の視覚に訴えるものは文書図画としてとらえておられます。したがって、インターネットのホームページなど、コンピュータでのディスプレイに表示される画面は公職選挙法上の文書図画に当たるものと解しておるところでございます。

コンピュータのディスプレイを公衆の面前に掲げておくような場合は公職選挙法で言います掲示に相当いたしますし、また、不特定または多数の人の利用を期待してホームページを開設すると

いうことは頒布に該当するというふうに解しているところでございます。現行の選挙制度上は、これは使えないというふうに解釈をいたしております。

○赤城委員 今、大臣から大変具体的なお答えをいただきました。現行の公職選挙法上ではインターネットのホームページを選挙運動のために使用する一切禁止されている、こういうことだと思えますが、各国の例なども見ながら、これから選挙あるいは広く政治活動にとつてインターネットとか新しい情報通信の手段をどのように活用し、また、それには光の面と影の面とあるうかと思えますから、どのように規制をするなり制御していくといえますか、利用していく、両面ありますが、そういうことを考えていかなければならないかと思っております。

それでは、以下、具体的に聞いてまいりたいと思います。

公職の候補者、立候補予定者や現職の議員、または第三者が、選挙運動期間以外の通常時においてインターネットのホームページを政治活動のために使用することは自由と考えますが、選挙期間中においてホームページを新たに開設したり書きかえたりすることはどうか。また、候補者等の氏名や氏名を類推される事項を表示しているホームページを新たに開設したり書きかえたりすることはどうか。さらに、選挙運動期間中に、候補者等の氏名を表示しているホームページを新たに開設したり書きかえたりせずに、通常時に掲載されたものをそのまま加工せず、放置していくというものであればどうか。これらの点についてお答えをいただきたいと思います。

○片木政府参考人 お答えをいたします。

公職の候補者が選挙運動期間中に政治活動のためにホームページを開設いたしました書きかえたりいたしますことにつきましては、選挙運動に該当しない限り特段の規制はないところでございますが、公職選挙法第百四十六条第一項というのがございまして、この中で、選挙運動期間中は、

選挙運動用文書図画の頒布の禁止を免れる行為として、候補者等の氏名や政党の名称等を表示する文書図画を頒布することができないとされていることから、これに該当いたします行為につきましては制限されるものと考えております。

次に、選挙運動にわたらない政治活動のためのホームページを選挙運動期間中に開設いたしましたそのまますべて選挙運動期間中に掲示するということにつきましては、特段の規制はないところでございます。

○赤城委員 ちょっと今の点よくわからなかったのですが、選挙期間の前に開設されたものをそのまま掲示するのは構わない、しかし新たに開設したり、書きかえたりする場合は、公職選挙法の百四十六条第一項、それに当たるかどうかというところで判断が分かれるようですが、それがどういう場合に当たるのか、どういう場合に当たらないのかは、これは実態判断というように聞こえましたけれども、そこら辺の基準がなければそれを開設する側としては非常にやりにくいと思えます。そこら辺を具体的にどういふふうに判断されるのか伺います。

○片木政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げました公職選挙法第百四十六条の規定でございますが、「何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第百四十二条、これは文書図画の頒布でございます。」「又は第百四十三条、文書図画の掲示の規定でございます。」「の禁止を免れる行為として、」先ほど申し上げました「公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。」とされているところでございます。

この規定の趣旨でございますが、実際は選挙運動のために使用しながら、外形的には、今申し上げましたような、いろいろな名義をもちまして広告を装いまして免れる行為を規制するというのが

本条の趣旨でございます。その判定に当たりましては、時期、場所、方法等総合的に判断して、該当するかどうかを判断することになるわけでございます。

先生御指摘のように、具体の事案につきましては、具体的なケースで対応することになさっていただいております。

○赤城委員 なかなか具体のケースで文書図画の頒布、掲示を免れるかどうか、そこら辺が非常に境界的なものもあると思えます。

ところで、同様のことで、政党や政党支部その他政治活動を行う団体が、同じようにホームページを新たに開設、書きかえたりする場合はどうか。または、候補者等の氏名や氏名を類推される事項を表示しているホームページを新たに開設したり書きかえたりする場合は、さらに、選挙運動期間中に候補者の氏名等を表示しているホームページを、通常時に掲載したものをそのまま加工せず放置しておく場合、いずれについても、政党や政党支部その他政治活動を行う団体がこういうことを行った場合にどうなるかということを重ねて伺います。

○片木政府参考人 政党その他の政治活動を行います団体が、選挙運動期間中に、政治活動のために候補者等の氏名または氏名類推事項が記載されていないホームページを開設いたしました書きかえたりすることは、選挙運動にわたらない限り、差し支えないものとなっております。しかしながら、公職選挙法第二百一十三条第一項第二号におきましては、政党その他政治活動を行う団体は、選挙の期日の公示または告示の日から選挙当日までの間は、政治活動のため掲示または頒布する文書図画に、当該選挙区の特定の候補者の氏名または氏名類推事項を記載してはならないとされております。

したがって、ホームページに特定の候補者の氏名または氏名類推事項が記載されているものにつきましては、選挙運動期間中に開設いたしました書きかえたりすることはできないというこ

とでございます。政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動にわたらない政治活動のためのホームページを選挙運動期間中に開設いたしました。そのまま選挙運動期間中に掲示することにつきましては特段の規制はないところでございます。

○赤城委員 選挙運動期間中に選挙運動にわたらないものをそのまま掲示しておくことはよろしいと、また特定の候補者を推奨されぬようなもの、またはその氏名を明らかにしないものであればまたよろしいということであると思いますが、それではちよつと具体的に、こういう場合はどうか伺います。

選挙期間前に、ある政党が、何々党は党内が政策面ではらばらで、共通の結論は法案に反対することだけ、それに対して我が党は法案も出し、徹底的な審議も尽くし党内が一致している、こんなふうなホームページを出しました。これを選挙期間中そのまゝ掲示しておくことは公選法上どうなるでしょうか。

○片木政府参考人 お答えをいたします。

公職選挙法、別の規定になりますが、第二百三十五条で、虚偽事項の公表罪というのがございす。行為の時期にかかわらず、特定の候補者等の当選を得る目的で他の候補者等の身分、職業もしくは経歴等に関して虚偽の事項を公にすることを禁止いたしますとともに、特定の候補者等の当選を得ない目的で当該候補者等に関し虚偽の事項を公にしたりは事実をゆがめて公にすることを禁止いたしております。

したがって、御指摘のホームページがこれに違反するかにつきましては、特定の候補者等の当選を得る目的、または当選を得ない目的でなされたものであるかどうか、かつその内容が虚偽の事項等に当たるかどうかというところによるわけでございますが、いずれにいたしましても、個別の事案が公職選挙法の規定に抵触するかどうかは、行為の実態に即して判断されるべき問題というふうに考えております。

○赤城委員 今大変具体的な事案でお聞きしたので、その場合場合の判断であるということであつてはちよつと困るのであります。それからもう一点は、その特定の候補者のことを言っているわけではございませんし、また虚偽のものを言っているわけでもない。普通、政党がホームページを出すときに、我が党はいかにしっかりしたすばらしい政策をやっているか、それに対してほかの政党はいかに問題があるか、こういうことをよく掲示することがあり得ると思います。そういう、政党がほかの政党に対して、この政党はこうである、我が党はこうである、こういうものを掲示しているそのホームページはどうか、こういうふうに向つているので、重ねてお答えください。

○片木政府参考人 御質問のケースにつきましては、あくまで個別の事案に即して判断すべき問題ではございますが、お聞きいたしております限りにおきましては、先生もおっしゃいますとおり、公選法の虚偽事項の公表罪になかなか当たらないということをお前提といたしまして、先ほど申し上げました、政治活動を行う団体の政治活動のためのホームページであるということになります。先ほど三番目に申し上げました、選挙運動期間中に開設をいたしましてそのまゝ選挙運動期間中に掲示することについては特段の規制はないという結論かと思ひますが、ちよつとくどいようでございますが、やはり具体の事例等に即して判断すべき問題だと考えております。

○赤城委員 それでは次に、ポスターについて伺いたいと思ひます。

政治家個人や後援団体の政治活動用ポスターは、この四月十九日以降掲示することができなくなりすけれども、政党の政治活動用ポスターについてはどのような規制がかかるか、まず伺います。

○片木政府参考人 御指摘のように、衆議院議員選挙の候補者等または後援団体の政治活動用ポスターのうち、当該候補者等の氏名もしくは氏名類推事項または後援団体の名称が表示されたものにつ

きましては、公職選挙法第四十三条第十六項及び第十九項の規定によりまして、来る四月十九日から選挙期日までの間は掲示することができな

等の政治活動のためにも使用されるものと解釈せざるを得ない場合があるというふうに考えております。

一方、政党の政治活動用ポスターにつきましては、候補者等または後援団体のポスターと同様の規制はございませんけれども、政党の政治活動にとまらず、そのポスターが候補者等の政治活動にも使用されるというふうな認められますポスターにつきましては、候補者等の政治活動用ポスターに係る規制が適用されるものでございます。

また、当該候補者等に関する記載をする必然性が認められないもの、あるいは、御指摘ありましたとおり、当該候補者に関する記載のみ色を変えた場合等、特定の候補者等を目立たせているものにつきましても、同様に、当該候補者等の政治活動のためにも使用されているというふうな解釈せざるを得ない場合があるものと考えておるところでございます。

なお、御案内のとおり、昨年の公職選挙法の改正によりまして、公職選挙法第二百一条の十四第一項におきましては、衆議院議員や参議院議員の選挙等につきましては、当該選挙の期日の公示または告示の日の前に個人名の記載された政党の政治活動用ポスターを掲示した者は、当該個人が当該選挙において候補者となった場合には、候補者となつた日のうちに、選挙区内にあるポスターを撤去しなければならぬというふうなされたところでございます。

○赤城委員 最後に、最近ポスターが電柱に掲示されているのがよく目につきます。美観の観点から好ましくないと考えますが、公職選挙法上規制はないのでしょうか。

○片木政府参考人 お答えをいたします。

公職選挙法上、選挙運動用ポスター及び確認団体の政治活動用ポスターにつきましては、橋梁、電柱、公営住宅等を除き、国または地方公共団体が所有、管理するもの及び不在者投票記載場所には掲示することができないとされております。

また、これらのポスターを電柱等、他人の工作物に掲示しようとするときは、その工作物の管理者等の承諾を得なければならないこととされているところでございますが、個人の政治活動用ポスター、通常時の政党の政治活動用ポスターの掲示場所についての規制は設けられていないところでございます。

○赤城委員 政党の政治活動用ポスターについてですが、よく、政党の演説会告知用の政党ポスターというのがあります。これは、ポスター全体が政党のものであるということがわかれば、弁士の数が一人であつたとしても問題ないと考えますが、どうか。弁士の数が二人とか三人であることが望ましいとか、弁士の肩書の色は同じ色でないといけないとか、そういうふうな規定はないと思ひますけれども、どうでしょうか。

なお、公職選挙法そのものではないと思いますが、屋外広告物法に基づきます屋外広告物条例による規制を受ける場合があることは御承知のとおりでございます。

○片木政府参考人 政党名で掲示されるポスターでございまして、先ほど申し上げましたとおり、弁士が立候補予定者のみであるような場合には、先ほど申し上げましたと申し上げることは、当該候補者等の政治活動のためにも使用されると解釈せざるを得ない場合には候補者の政治活動用ポスターとして規制されるという意味でござい

○鈴木(宗)委員長代理 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 総選挙がいつ行われるのか、これは最大の関心事になっているわけでございますが、ことし五月以降に行われる場合は、初めて在外邦人にも選挙権が与えられることとなります。

したが、いまして、恐らく、今度行われず選挙は、憲政史上初めて在外の邦人の方々も選挙に参加できる、こういうことになるわけでございすが、何しろ初めて行われることでございすが、その準備は、外務省におきましてもあるいは自治省におきましても大変なものがあったらうと思ひますが、今日までの準備状況について御報告をお願いしたいと思います。

○保利国務大臣 委員御指摘のとおり、平成十二年五月一日以降に公示または告示される国政選挙から実施される在外投票を円滑に実施するため、今現在、有権者への制度の周知を図り、これはパンフレットなんかをつくっておりますが、在外選挙人名簿への登録の促進を図りますとともに、在外選挙の執行体制の確立に努めていこうとております。

制度の周知及び在外選挙人名簿への登録の推進といったしましては、ポスターやリーフレットの配布、テレビ、ラジオ、新聞等の各種メディアの活用等によりまして、国内外において啓発を進めているところでございまして、平成十二年三月末、先月末現在までの登録申請者数は五万三千六百六十七人となっております。

在外選挙執行体制の確立といったしましては、投票用紙など在外選挙において必要な各種物資の準備を進めるとともに、各選挙管理委員会及び在外公館などに対して、説明会を通じて在外投票の事務手続及び管理、執行体制についての助言等を現在行っているところでございます。準備を着々と進めております。

(鈴木宗)委員長代理退席、林幹委員長代理着席

○今井政府参考人 外務省の方からお答え申し上げます。

外務省といたしまして、自治省と協力しつつ、在外公館を通ずる登録申請を促進するためにさまざまな努力を行っております。

まずは、在外選挙が導入されたということについての広報でございますけれども、具体的には、

海外に赴任される方々に周知されるよう、派遣関係機関、例えば国際協力事業団等の政府機関、あるいは民間の経団連、日本商工会議所等々の団体にも周知の方の協力をお願いしているところでございます。また、海外におきまして、外務省、自治省の職員、それから在外公館の職員等による現地説明会の開催、あるいは、現地におきまして日本語の新聞あるいは日本人会の会報等、さまざまな手段を通じて広報をしております。

さらに、在外選挙人名簿への登録申請は、申請者が在外公館に赴いて手続をとっていただくということが原則になっておりますけれども、在留邦人の方々の便宜を図るために、在外公館の職員が、在留邦人が居住している遠いところの地に出張いたしました登録申請の受け付けを行っております。また、在外公館の近くのところでございしても、在留邦人のよく集まる日本人会の会合とか、日本人学校あるいは補習授業校の会合とか、あるいは、企業事務所がたぐい集まっておりますようなところに職員が出向いて登録申請の受け付けを行っております。

○遠藤(和)委員 大変な御努力をいただいているわけですが、ことし三月三十一日現在で、在外邦人の申請者総数が五万三千六百六十七人、そのうち登録された方が四万一千六百九十四人と伺っております。これは、当初予定された数よりも少し少ないのではないかと懸念しております。どのような見解をお持ちでしょうか。

○今井政府参考人 登録申請者の数が現在の数字の水準にあるという理由の一つといたしましては、国内と在外における制度の相違によるところがあるものと思っております。

具体的に申し上げますと、在外選挙人名簿の登録に当たりますのは、国外では在留邦人の動向を正確に把握する方法がございせんので、国内のように職権では行っておりません。申請によることになっております。このように、登録手続として、本人がその居住地を管轄している在外公館に直接出向いて申請することとなっております。

に、遠隔地に居住する人々などは在外公館に出向くことが困難な事情があることもございまして、なかなか登録しにくいということがございまして、そういう声がございます。そういう中で登録者の数が現在の数字にあると我々は認識しております。

それから第二に、在外選挙制度は開始したばかりでございますので、登録申請が去年の五月から始まったわけでございます。だんだんふえてきておりますけれども、最近、当初よりは、去年の五月に始まったところよりは一カ月ごとの申請者の数もふえております。例えば、最初の六カ月ぐらいの平均は毎月四千人ぐらいでございましたけれども、その後五カ月ぐらいの平均は月六千人ぐらいというふうになんぶん伸びてきておりますので、今後選挙が近くなるにつれて申請者の数もふえていくのではないかと期待しているところでございます。

いづれにいたしましても、外務省としてさらに広報に努めるとともに、在外公館に出頭すること困難な邦人の方々のために、在外公館の職員が在留邦人の生活の場に出向きまして、出張サービスを一層積極的に行つて登録を促進していきたいと考えております。

○遠藤(和)委員 登録された後、実際の選挙になったときに、選挙する人が郵便投票する場合あるいは在外公館で投票する場合がありますが、どのような手続を本人がしなければいけないのか。

それから、自治省にお伺いしたいんですけれども、自治省として投票用紙を印刷するのを初めてされたと思うんですが、その投票用紙はいつ配付するのか。これは選挙の公示になってから配付したんじゃないかと思うんですが、事前に配付しておかなくちゃいけないと思うんですが、いつから配付する予定なのか、あわせてお願いいたします。

○片木政府参考人 お答えいたします。

在外投票を行う選挙人、この手続の関係でございますが、選挙人は必ずから申請し、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けていることが必要でございます。

在外公館投票を行うとする選挙人の方は、選挙期日の公示または告示の日以後、指定された日までに在外投票を行います。在外公館に出向きまして、在外選挙人証及び旅券などの身分を証明する文書を提示いたしまして、国内の不在者投票の手続に準じた手続で投票を行うこととなっております。

また、郵便投票を行うとする選挙人の方は、みずからの登録された在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に在外選挙人証を添えまして郵便投票用の投票用紙等を請求し、その交付を受けまして、現在する場所での投票の記載を行い、その選挙管理委員会の委員長に郵送するということになっておるところでございます。

それから、投票用紙の請求の関係でございますが、郵便投票のための投票用紙の請求は、選挙期日の公示または告示の日以前でも、御指摘になつていられることもございまして、可能になっております。請求を受けた選挙管理委員会の委員長は、衆議院議員総選挙にありましては、衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日または衆議院の解散の日いづれか早い日以後直ちに、それから参議院議員の通常選挙にありましては、参議院議員の任期満了の前六十日に当たる日以後直ちに投票用紙を発送することとしておるところでございます。

○遠藤(和)委員 在外公館でする人は直接在外公館に行く、郵便投票をする人は、衆議院の選挙は衆議院が解散されたその日から投票用紙を請求できる、こういうことですね。そうすると、自治省が印刷している投票用紙はそれより前に在外公館に届いているということになるわけですが、いつごろから配るんですか。

○片木政府参考人 ただいま御指摘ございましたとおり、間に合うように鋭意準備を進めておりまして、五月一日までに体制を整えたいというふうな考えでおります。

点のものでございます。また、郵便投票制度をめぐります過去の経緯もございまして、そういうことから、このような要介護認定の基準を直ちに活用するということは、時間数で定められておる関係がございまして、直ちに困難ではないかと考えておりますが、いずれにいたしまして、選挙権行使にかかわる重要な課題でもございまして、介護保険制度の施行の状況も見ながら、さらに幅広く検討を進めてまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 終わります。ありがとうございます。

○林(幹)委員長代理 堀込征雄君。

○堀込委員 私は、まず、この国会の冒頭に、混乱の中で定数削減法案が强行採決をされたわけでありまして、この問題について、最初に私どもの考え方を述べ、また与党に反省を求めたいと思うわけでありまして、

昨年の臨時国会末に、実は混乱の中で强行採決がこの委員会で行われたわけでありまして、結局、議長裁定で預かりになった。この国会では、冒頭処理ということで、総理初め、所信表明演説が行われる前に定数削減の結論を出すことに実はこだわって、現にそれが実行されたわけでありまして、今日こうしてこの委員会が開かれて、与野党のある種合意のもとにあすは一つの法案が、公職選挙法の改正案が提案をされ、真摯な議論が行われようとしている。私は、定数削減法案のこの国会での処理を思うときに、やはり、なせもともと粘り強くこの問題への対処ができなかったのか、またことに残念でなりませんし、また、与野党に反省を促したいと思うわけでありまして、

これは過去の例を見ましても、実は細川・河野会談でこの制度ができて、あるいはその会談でいろいろの制度が合意をされた。あるいはこの制度ができたときに、その後、選挙運動に関する細かいことについては、私も当時新進党でありましたが、ここにおります鹿野先生と党を代表して、たしか自民党は今の瓦防衛庁長官がおいでになって、両党の間で、比例のポスターを何枚にすると

かビデオの回数はどうするか、そういう話し合いが実は行われてきた経過があるわけでありまして、事公職選挙法、とりわけ選挙制度の問題につきましましては、いろいろ議論はありましたけれども、大方与野党の合意がなされて今日の制度が形づくられてきたのではないかと、

そういう意味で、この定数削減法案の経過を考えると、どうも与野三党のつたた强行採決というのにはまことに残念だというふうに言わざるを得ないわけでありまして、あれが選挙制度や選挙運動にかかわることでは初めてのケースではなかったかというところで、歴史に汚点を残したものだろ

うというところを指摘しておきたいと思ひます。政権離脱の問題とかいろいろあったようでありまして、けれども、与野党に、今後はこういう事態のないようにぜひ訴えておきたいと思ひます。

そこで、私も、この定数削減法案、もとものと賛成であったわけでありまして、与野三党の実務者協議とかいろいろやってきたわけでありまして、幹事長会談もやりましたが、例えば、自民党さんは現行制度の維持を中心に考えている、公明党さんは中選挙区制を将来的には考えていくんだ、あるいは当時の自由党さんは小選挙区に近づいていくんだ、こういう実は主張があったわけでありまして、この委員会でも与野三党が出席して議論が行われたわけでありまして、

その議論の経過をたどつてみますと、速記録を読ませていただきますと、要するに、公務員の定数削減が行われている、定数を減らすことを一生懸命やっている、あるいは地方議会の議員も減っている、あるいは民間もリストラをやっている、国会だけがひとり定数削減をやらないのは国民に理解が得られない、こういう議論が展開されておるわけでありまして、

しかし、私は、いかにもそれはもつともらしく見えるわけでありまして、基本的にはこの国の将来の議会の姿をどうするのか、あるいは政党政治の姿をどうするかという将来的な姿、ビジョンについての議論が欠けているのではないかと

うふうに指摘せざるを得ないわけでありまして、

私も、そういう意味では、できればこの並立制を、将来日本の国の議会の姿は二大政党制にして、そのためには、仕組みとしては小選挙区にできるだけ近づけていくのが望ましいだろう、こういう考え方を持っております。したがって、単に公務員や地方議員や民間のリストラがあるから国会議員の数を減らすという安易な問題ではなくて、この国の統治の基本を、将来像をどうしていくのかという問題を絡めて議論されるべき問題ではなかったか、こういうふうにも思ひます。

私も、私どもはそういう立場から、比例定数削減には賛成するけれども、将来どういう姿にしたいのか、この国の議会の姿をどうするのか、その点について与野の姿が見えない、それを明確にすべきだ、こういう主張をしてきたわけでありまして、

そういう経過をたどつたわけでありまして、本当は、実は与野三党の皆さんにお聞きをしたいわけでありまして、そういう意味で、今、将来二大政党制にながら、この国の仕組みを政権交代可能な民主主義に近づけていくのか、あるいは多少政権の不安定を覚悟しながらも、多様な民意を反映した多党制を考へていくのかというような問題を含めて、定数削減の経過それから将来について、自治大臣の見解がございましたら、伺つておきたいと思ひます。ちよつとマクロな話で恐縮ですが、

○保利国務大臣 今もろもろの御指摘の点、伺わせていただきます。長いこと選挙制度の問題に取り組んでこられた堀込議員に対して、心から敬意を表したいと存じます。

この二十人削減についてはいろいろな議論があったと承知をいたしておりますけれども、とりわけ、最初五十人削減ということで話が出ておりました、それを二十名削減ということで落ちつかせた経緯がございまして、その際、昨年の十月の四日に自民党と自由党、公明・改革クラブの三党派で申し合わせが行われまして合意書が形成され

まして、最後のところ、「政治行政改革」のところでは「残余の三〇名の削減については小選挙区定数などを中心に対処することとし、平成十二年の国勢調査の結果により所要の法改正を行う」と。こういう合意書が存在していることを私も承知をいたしております。

しかし、私の立場からは、そういうものが存在しているということを承知しているという答弁が精いっぱいございまして、それから先どういふふうな方向づけで物事を考えていくのか、あるいは法改正を考えていくのかというのは、これは議会制度の根幹にかかわる問題でございまして、やはり各党各会派で十分に時間をかけて御議論をいただくべきものと思ひます。

自治省あるいは自治大臣としてこれがこうあるべきというふうに申し上げられる立場ではないことをひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○堀込委員 今大臣からいみじくもございまして、与野三党の合意では、本来、定数は五十削減するんだ、しかし、当面比例から二十削減する、残り三十はここの、十二年の国勢調査の結果を見て判断しよう、こうなっているわけですね。

この考え方は実はよくわからないわけでありまして、国勢調査の結果を見て判断するんだから多分三百の小選挙区を二百七十にするのかと思うと、どうもそうでもない。その前の、一年前に自自両党の合意というのがありました。あれははっきり比例定数から五十削減するとなつていた。では残る三十も比例から削減するかと、どうもそうでもない。一体どちらの考えなのか全然わからない。激変緩和で、そこで二十だ、こう言い出したわけですね。なおさらだんだんわからなくなるわけですね、与野の考え方が。

今大臣から答弁されましたが、そこで、こうした議論は当然政党間、政治家同士でやるのが基本だろうというふうにも思ひます。しかし、日本の議会制度のあり方、あるいは衆議院がこの制度を立ち上げて、参議院の制度とどういふふうに二院制を分担しながらこの国の議会制度の

仕組みをつくっていくのかという問題もございいます。それからさらには、小選挙区論があり、政党によつては中選挙区論があり、今の並立制でいいという議論もあるわけでありまして。

第八次選挙制度調査会ですか、たしか九〇年に答申をされて十年たつたわけですね。あのときに、並立制や政治資金を初め、いろいろな会長報告が行われたわけでありまして。そういう意味で、十年たつていろいろな根本的な問題も出てきているだろうということで、大臣、いかがでしょうか。第九次の選挙制度調査会なども立ち上げて、政党側の議論と両々相まって新しい仕組みを考えていく、こういうような考え方はございませんか。

○保利国務大臣 確かに、十年ほど前に八次の選挙制度審議会がございまして、小林会長を中心に大変精力的に御議論をいただいて、一つの御答申をいただいております。

しかし、現在当面しておりますいろいろな選挙制度の問題については、やはり国会がイニシアチブをとつて物を決めていくというのが正しいのではないかと、特に定数の問題、あるいは選挙制度のあり方そのものというようなことは、やはり国民の代表であります国会においての議論というのが第一義的に考えられるものだ、このように私は思います。引き続き、各党各会派でこうした議論を大いに進めていただきたいと存じます。

現在、選挙制度審議会を、これは前回経理の諮問機関ということで設定されておりますが、これをつくることについては、私どもの念頭にはございませぬ。

○堀込委員 そこで、一票の格差の是正の問題について議論をさせていただきたいと思つていますが、去年の三月三十一日の住民基本台帳人口で、実は、衆議院小選挙区の最大格差、神奈川県十四区、島根三区の差が二・四四六倍ということになったわけでありまして。それで、二倍を超える選挙区が実は八十三選挙区、三百のうち八十三選挙区に上つていて、こういうことになつていてるわけであ

ります。この一票の格差、私どもは、避けて通れない、どうしても緊急に解決をしなければならぬ課題であり、私ども国会としての責務であらう、こういうふうにも思つてゐるわけでありまして。

選挙の都度、訴訟なども起きてゐるわけでありまして、どうしてもこの国調を踏まえて二倍以内に、これは政府を含めて私どもの責務としてやらなきゃならぬ、こういうふうにも思つておりますが、まず政府の決意のほどを先に聞かせてください。

○保利国務大臣 確かに、一票の格差というのは非常に重要な問題であるというふうに認識をいたしておりますし、また憲法上の規定もございま

す。ただ、この問題については、御承知のように、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条一項で、最大人口格差が二倍にならないようにすることを基本とするという考え方が示されておるわけございまして、この基本とするところをどう考えていくかという問題になるのではないかと、こういうふうな感じを持っております。

そこで、平成十二年の国調というものが行われますので、この大規模な国勢調査に基づいた結果に基づいてどう考えるかということを考えていくべきではないだろうか、このように私どもとしては考えておるわけでございます。

選挙制度でありますから、しよつちゅう選挙区が変わるとか、いじられるとかということとは選挙民にとつても不便な点もございまして、ある程度慎重な対応というのが必要だと思つて、さらにもう一つ、政治上の非常に重要な概念であります国土の均衡ある発展とか、そういうものをどう選挙制度の中に組み込んでいくかというような観点もございまして、非常に微妙なものだと思つております。

ただ、平成十二年に国調が行われますので、その結果というのはやはり重く受けとめなければならぬ事項である、このように考えております。

○堀込委員 今の大臣の答弁で、審議会法にある二倍以内を基本とするということと、私がひつかつたのは、国土の均衡ある発展ということでありまして、私は、そういうものを含めても、やはり二倍以内におさめるのが私どもの責務であり、これは限りなくやはり二倍以内にすべきだ、こういうふうにも思つております。

そこで、今議員一人当たり人口、先ほど申し上げましたように、神奈川県が四十八万九千六百六十八人、それから島根県が、議員一人当たり二十五万五千三百二十七人ですが、こうなつております。これは、中選挙区の際の平成二年、東京と島根の差、このときの格差が一・八倍ぐらゐです。先ほど申し上げましたように、小選挙区間の格差が、神奈川県十四区と島根三区、二・四四六倍、違憲状態と言われる事態になつてゐるわけであり

ますが、平成二年の国調では、二倍を超える選挙区の数が二十八だったのです、二十八選挙区。平成七年では六十選挙区で、去年の、十一年の住民基本台帳では、実に八十三選挙区が実は二倍を超える、こういうことになつてゐるのです。

これをどうやって直すか。つまり、八十三選挙区をいじるとしたら、ほとんど三百選挙区をいじらないと、区割りをやり直さないと二倍以内にござまらないのじゃないか。そういう深刻な事態になつてゐるんだという認識をお互いに持つ必要があるのではないかと。

つまり、区割り審議会にこの法律どおり二倍以内何とかおさめるといつて丸投げしても、やはりそれはもうほとんど不可能な状態になつてゐるのではないかと。市町村をずたずたにするとか、どう分けてもいいという前提があれば別ですけども、このまま区割り審議会に投げたらもうなかなかでき得ない仕事になつてゐる現実があるのではないかと、こう思ひますが、その辺の認識はいかがですか。

○片木政府参考人 現行法におきましては、御案内のとおり、衆議院の小選挙区の選挙区の改定に

関しましては、御指摘のありました衆議院議員選挙区画定審議会が調査審議しまして内閣総理大臣に勧告するということになつておるわけでございます。

そういう第三者機関で調査審議して勧告するという現行法の流れの中でございまして、先ほど大臣から申し上げましたとおり、平成十二年の国勢調査の結果を受けて、この審議が始まるということでございます。

その国勢調査の結果が出ておらない、審議もまだ始まつていないということで、現在なかなか具体のお話を申し上げることは難しいのでございまして、先ほど大臣から申し上げましたとおり、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項におきましては、今御指摘もあつたとおりでございまして、最大人口格差が二倍以上とならないことを基本とし、とされておりました、同調査に基づき区割りの改定案の作成に当たりまして、審議会としましては、本条の規定に沿つて区割りに関する調査審議を行うものと考えているというふうにお答えさせていただきたいと思ひます。

○堀込委員 現行法があるからそういう答弁だろうと思つて。ところが、私は、現行法では今の度の格差は是正できないだろうということを示し上げてゐるわけですね。

まず第一に、今の法律は、まず各県に一割り振つて、残り二百五十三を一律二千五百万から五百万で割つた数字で各県の選挙区数を決める、こういう法律になつてゐるのです。

したがつて、つまり、一億二千五百万を分母にして、三百マイナスイナ四十七、二百五十三で割つて、三百マイナスイナ四十七、二百五十三で割つて、非常に矛盾が出てくるので

す。例えば、住民基本台帳、去年の数字でやりますと、北海道、山形、東京、大阪、大分、この五県は一つずつ選挙区を減らさなきゃならぬ、この数式でやると。単純に割ると。それから逆に、埼

玉、千葉、神奈川、滋賀、沖縄、この五県は選挙区を一つずつふやさないやならぬ、こういうことが出てくるのです。

私は、やはりこの基数一を区割り審議会法を改正して変えないと、大変な矛盾が出てくるのではないかと、訴訟が起されて、もつたろうかと思うのです。

この数式でいけば、十年ごとの国勢調査に基づいて審議会はやるわけですから、例えば、北海道は今の十三選挙区から十二選挙区になる可能性が高いですね、去年の住民基本台帳とそう変わらないとすれば、ところが、実際に一億二千五百万を一番公平に三百で割ると、北海道は十四選挙区にならないやいけません。

それから、もつとひどいのは東京ですね。東京は今二十五選挙区。現行法でやると、東京は二十五選挙区を二十四選挙区に減らさない、実は数式は成り立つてこない。ところが、去年の住民基本台帳でやると、三百で単純に割ると、東京は何と二十八選挙区にしなきゃならぬ。逆にふやさないやいけなという事態が出てくるわけですね。大阪もそうなんです。

こういう矛盾が出てきているわけでありまして、やはり、各県に基数一を配分するというのは大変な矛盾が出て、ここで基数一配分を審議会法の改正に取り組んで廃止する、こういうことが必要ではないか。そうでなければ、十年ごとの国勢調査に基づいて、一票の格差を二倍以内にすると、という法律が成り立つていかないんだらう、こういうふうに思いますが、どうですか。

○保利国務大臣 いろいろとお話はよく理解するところでございます。

ただ、政府の立場といたしましては、国会でおつくりをいただきました法律に基づいて、それを執行していくという立場でございますから、この法律そのものについてコメントをすることにについては差し控えていただきたいのでありますけれども、一人均等配分方式ということを考えたとき、このいきさつその他もござります。これは国会で

お決めたいたしたということでございますけれども、こういう問題こそ、やはり各党各会派におかれまして御議論をさせていただいて、この問題をどうするか。そうしないと矛盾が出るよという御主張でございますので、大いにそういう御主張も出なさっていただき、あるいはまた別の御主張も出てくるかと思ひますが、国会内で御議論をいただくべき事項ではないかな、このように思っております。

○堀込委員 ちよつと事務方にお聞きをしたいんですが、私が申し上げた、先ほどの、去年の住民基本台帳に基づくところという傾向が出ている、これは間違いございませんか。

例えば、東京の選挙区はこのまゝいくと減らさないやいけな、しかし、三百で割ると実は二十八選挙区必要なんだ、にもかかわらず、今の方式でいくと二十四選挙区に減らされる可能性がある、これは間違いございませんか。

○片木政府参考人 昨年三月三十一日現在の住民基本台帳人口をもとにいたしました試算でございます。先生御指摘のとおりでございます。

一人均等配分による場合、これは現行の方式でございまして、全体といたしまして、五増五減と試算されます。その中で、御指摘ありましたとおり、東京都は、現在二十五が二十四、一減でございます。北海道も、十三から十二に一減でございます。

これを、一人均等配分をやめまして、全部人口比例配分によるものといたしました場合には、東京都は二十五から二十八に三増になります。また、北海道は十三から十四に一増になります。

その他、変動のある県が多数ございますが、先生がおっしゃった東京、北海道は、おっしゃったとおりでございます。

○堀込委員 そういう事態になりつつあるわけですね。大阪も実はそうございまして、今十九選挙区でございますが、本来、二十一選挙区にしなきゃいけないところを、今の方式でやると十八選挙区に減らされてしまふ、こういう矛盾が実は出

てくるわけでありまして。現行法で、十年に一度の国勢調査に基づいて審議会で議論をいただくことになるわけでありまして、そういう実態がある限り、やはり審議会に投げる前に、審議会に審議をお願いする前に、私も国会でこの問題をどうするかという結論を出しておく必要があるのではないかと。選挙が近いようでありまして、選挙後、私もこの問題に大至急取り組んで、各党の合意を得ながら結論を出していく必要があるんだらう、こういうふうには思っています。

つまり、この問題は、八十三いじるとなると三百年の住んでいるところが隣の選挙区にいつてしまふかもわからないという、十年に一度の実は節目の年を迎えているわけでありまして、政治家にとつても選挙民の皆さんにとつても大変重要な問題なんだらう、こういうふうには思いますし、ことしの国調に基づいて、二〇〇一年に審議会が答申をされる、二〇〇二年に例えはこの法案をつ

くつて、審議会答申に基づいて作成するとなると、次の選挙の解散権の問題まで縛るような話になりますし、そういう意味では、早目にこの問題では、選挙民の皆さんにも理解をいただく、それから、選挙区が変わるかもしれない先生方にもきちんと対応をいただくというようない先生を早目にやはり準備をしておく必要があるのではないかと、このことを訴えておきたいと思ひます。

そこで最後に、投票時間の話をちよつと質問させていただきます。

投票時間が、今延長されて午後八時まで、こういうことになっておりますが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、市町村の選挙管理委員会がかなり裁量を持つて投票所の開閉時刻の繰り上げまたは繰り下げができる、こういうことに実はなっております。投票時間延長の趣旨だけではなしに、例えばある新聞では、徳之島なんかは三町全部一遍に投票時間を六時にしてしまつたとかいふことがあるわけであり

ます。地方分権でありますから、ある種、自分たちの問題について地方で判断をいただくことはいいいわけでありまして、国政選挙とかそういうものについて、地方選挙管理委員会の判断というのは、やはり当然、制限、制約というものがあつたらう、こういうふうには思っておりますが、この点についてはどういふ考え方で地方選挙を指導しているか、考え方を伺つておきたいと思ひます。

○片木政府参考人 お話がありましたとおり、今回の地方分権一括法によりまして、投票所の開閉時間繰り上げ等につきまして、都道府県選挙管理委員会との協議制から届け出制に変わつたところでございます。

しかし、要件といたしましては、公職選挙法第四十条第一項に定められておりまして、投票所開閉時刻の繰り上げ等は、市町村選挙管理委員会が、選挙人の投票の便宜のために必要であると認められる特別の事情がある場合または選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情がある場合にできるといふふうにされておるところでございます。この要件自体は今回の改正によつては変更はされておられませんので、各市町村選挙管理委員会におきましてはこの公職選挙法の規定に基づきまして引き続き適正に取り扱いがなされるものと考えておりますし、そのように助言等を行つてまいりたいと考えております。

○堀込委員 ありがとうございます。

○林(幹)委員長代理 次に、中桐伸五君。

○中桐委員 民主党の中桐伸五でございます。この委員会、非常に私、質問がなかなかやりにくいというふうには直観しております。と申しますのは、実は各党の、選挙と、それから民主主義の結果としての政権の誕生というものをどういふふうに考えておるかというのを、政府に対する質問ということではなくて、むしろ、いろいろ自由な角度から議論をするというふうな委員会にしてもらふと私の質問したいことが一番やりやすいのでございまして、まあ、従来どおりの委員会の形式なので、それに従つて、ちよつと私非

常に不満なところもござりますが、質疑を進めていきたいというふうに思います。

〔林（幹）委員長代理退席、赤城委員長代理着席〕

質問の項目については既に事前に出してありますけれども、先ほど堀込委員の質疑の中で、大臣が、選挙制度審議会について当面は考えていないというふうな御答弁をされておりました。それは当面国会でやることではないかということですが、この御答弁をされておりましたけれども、選挙制度の改革をどういうふうに行うかというところを議論する現状認識といえますか、一九九六年十月に小選挙区比例代表並立制の最初の選挙が行われて、一回しか行われていない、そういう中で、この選挙制度をどういうふうに評価するかというところを前提にしなければ選挙制度審議会をつくるかどうかということも結論が出ないだろうと私は思います。

そこで、少し私の考え方を大臣初めこの委員会の皆さんに御提示を申し上げて、今後の参考にさせていただければと思います。質問でやるということではなくて、とりあえず前提はそういう形で進めたいというふうに思います。

一九九六年十月に総選挙が行われて以降、最初の橋本政権、これは選挙によって誕生した政権というふうにとらえることができると思うんですが、その後、参議院選挙を経て、小淵自民党政権になり、その次に自民連立政権になり、自公政権になり、現在の新しい自公保という政権になって今日に至っているわけでありまして。今、私の政権が国民の民意をどの程度反映したものとして誕生しているのか、そしてその政権の運営をしているのか、このことは民主主義の基本として大変重要だと思っております。これだけ政権が、いわば選挙というものを経ないで変わってくるということ自体、やはり私は大変重大な問題だろうというふうに思っております。

特に、現状を認識しますと、冷戦構造が崩壊をして以降は、それまでのいわゆるイデオロギーを

中心とする、あるいは世界観の違いを根本に置くいわば国会対立、政権をめぐる応対、そういうもののから大きく変化があったというふうに思うわけですね。その中でいよいよ小選挙区制度を導入するということは、いわば対立する相手の政党を絶対に容認しないという、世界観の違いをもとにする対決構造から、いわば切磋琢磨をする政党政治というものを想定し、しかも小選挙区制度を重視するというものになっていけば、当然一位の政党と二位の政党の選択を、有権者が、世界観のレベルではなくて、今日の直面している、我が国の直面している政策を実行するに当たってどちらの政党の政権を選ぶかという、一位と二位の政党の選択をえいやと二者択一するという選挙制度を選んだんだというふうに私は考えているわけでありまして。それは、小選挙区を三百にし、比例代表議席を二百にしたというところにそういう意図が表現されたことは考えているわけでありまして。

しかし、その議席数の案分が妥当なものかどうかということになってくると、今後の選挙制度の将来展望ということからいえば十分これは議論をしなければいけない問題だろうと思っているわけですね。

そこで、堀込委員が質問をしておりました、前回の国会から今回の国会に至る過程での比例代表議席部分をどう扱うか。五十削減から最終的には二十削減というところに落ちついたわけでありましてけれども、その議論というのが十分なされないままに処理をされたということについては、私も堀込委員と同様、非常に残念であるというふうに思っているわけですね。

といいますのは、先ほどから言っておりますように、政権を選択する選挙を導入するというスタートを一九九六年十月から切ったわけですね、我が国の選挙制度というものの改革を通して。その背景というのが、イデオロギー的な対立から、二者択一を有権者の民意として反映をさせていたという制度に変える。

そのさらに重要な根拠として、私は、今我が国が直面している経済のグローバル化というものが一方であって、政策の決定に対して非常に迅速性が要求される、しかもその政策をとったことに對する責任の所在も明確にしなければいけない、そういう時代に入っていると思っております。特に金融問題なんかはその典型でございまして、明らかに、この間のスピードを持った政策決定というものが、非常に重要なものとしてもう身近に私どもは体験したと思っております。そういう問題があります。それから、地方分権初め日本の国の形の構造改革をやらなきゃいけない、産業構造の改革を進めていかなきゃいけない、そういう問題がもうメジロ押しで、いわば政治、経済、社会の構造改革というものに直面している。

そういうことから考えまして、選挙制度を考えると、キーワードは、選挙で安定した政権をどう生み出せるんだらうかということでありまして。民意を反映した形で安定した政権をどう生み出せるんだらうかということが一つの重要なキーワードではないかというふうに私は思っているわけですね。それが同時に、国民の政治不信を解消していくことにつながっていくだろうと私は思っているわけでありまして。

そういう意味で考えてみますと、この今の選挙制度、一九九六年十月の選挙を経て、この間の政権の交代をしてきた、政権といういわゆる枠組みが変わってきた、これに対する説明責任をどれだけ果たされたのかということを考えてみますと、与党にしろ野党にしろまだ大混乱している状況が続いていると見なければいけない。一九九六年十月に小選挙区シフトに変わった選挙制度を十分活用できる状況にまだ我が国が政治はなっていない、そのように私は認識をしているわけでありまして。

そういうことから考えまして、この間の国民世論が連立政権に対して非常に厳しい評価をしていることは、大臣も御承知のことだと思っております。連立政権に対する評価はノーという意見が非常に高

いすね。五〇％台か六〇％台か、それは幾分の差はありますけれども、非常に高い。これはやはり、私は、選挙で安定政権をつくるという、民意の反映をした政権をもつて責任を持った政治をしてもらいたいという意思のあらわれだと思っているわけですね。

確かに、議院内閣制で国会に安定した政権をつくって運営をするということ、多数決をもって政策を遂行していくということは非常に重要なことですので、そのこと自体を生み出すための選挙でなければいけないと私は思うわけでありまして。ところが、それができていないというのが今の現状でありまして、ここに、国民の不信が見事に表現されているということではないかと思うのです。

そこで、私が今考えているのは、選挙をどういうふうに行うかということ、次の解散・総選挙をどういうソフトウエアで行うかということが、政党に課せられた極めて重大な課題だろうというふうに思っております。

選挙制度そのものは、先ほど堀込委員もおっしゃっていましたが、私個人の考えも、まず、五十の比例議席をさらに少なくして小選挙区シフトにさらに変えていくことが、選挙で安定政権を生み出す、それが今日本が国際、国内の歴史的現時点において問われている課題を解決するために必要なことなんだというふうに認識をしております。

その点においては議論が十分に政党間で行われてこなかったことが、私は、次の解散・総選挙でまた制度を十分に活用できない弊害のもとになるのではないかと非常に心配をしているわけでありまして。

しかし、それは、これからの選挙に向かつて、ぜひ、小選挙区の活用の仕方というものを、本来の制度導入の意図に沿った選挙戦というものを各政党は大いに展開する必要があるというふうには、私は各政党に望んでおきたいと思っております。

その際、非常に重要になってくるのは、首相候補を選挙戦の前に明示して、そしてその首相候補

だけではなくて、当然、政権政策というものを明示して選挙戦を行うべきだ。当然、一位と二位の政党を中心として選択が問われるだろうと思ひますけれども、しかし、それは、各政党が首相候補を擁立して戦わざるを得ないという、それは、二人に取れんされないで、さらに三人以上の首相候補の間で戦わねばならないことも当然あるんでしよう。そういうことで、最終的には一位と二位の首相候補の間で選択が問われる。そのときに、単なる人気投票ではなくて、きちんと四年間の政策を明示して、その違いを示しながら選挙戦を行うということが、まず、私は、意識的に各政党で取り組まねければならないのではないかとこのうふうに考えているわけであります。

これは、結果として一位と二位の政党の党首が首相になるんだという、結果としての解釈ではなくて、より積極的に、党首でなくても、首相候補というのの当然別の候補者を立てることもあるわけです。

例えば、最近でいえば、ドイツのシュレーダーという現在の首相は、そのとき党首ではなかったわけでありまして、ドイツは、一九六一年、初めて首相候補に名乗りを上げて選挙をしたブランドという、新しい首相ができましたけれども、そのときに初めて社会民主党は首相候補を名乗って、明示をして選挙戦を戦ったということを、私は歴史的な話として聞いております。

そういう形の、つまり党首であるかどうかというの、これまでの各国の経験からいっても、首相候補は必ずしも党首であるということではない。そういう意味で、党首が必ず首相候補として最終的にはなるんだという解釈ではなく、もっと積極的に、次の首相、内閣のリーダー、政権のリーダーはこの候補でいくんだ、そしてその四年間の任期中の政権政策はこれなんだということを示して、有権者に選択を求める。そういう選挙をすることはすぐできるわけでありまして、首相公選制という制度を導入しなくても、それは政党がそういう選挙を目的意識的に追求しさえすればいいということとして私は理解をしておるし、そういう形で政権の明示をしつかりと打ち出すことが、今の連立政権に対する国民の批判の声に對して、政治不信に對してこたえることになるというふうに考えているわけなんです。

そういう意味で、公職選挙法上、政党が首相候補者を明示して選挙運動を行うことができるかどうか、その点についてまずお伺いをしたいと思ひます。

○保利国務大臣 細部の点については選挙部長からお答えをさせたいと思ひますが、今いろいろお話を承っておりまして、大変いろいろ考えていらつしやるというところで、私も感銘深く話を伺わせていただきます。

いろいろお話があったんでありますけれども、小選挙区制度というのは、私どもも学生時代にいろいろ勉強をさせていただいたときに、やはり一つの模範は、イギリスの保守党、労働党によりまして二大政党対立、その図式によって政権交代が常に行われ、それによって政治に緊張感が与えられるというようなことを教えられておりました、こういう制度もあるのかなというふうに思つていたことがございます。

そのいいところをとろうとしたのが現在の小選挙区制であらうかと思ひますが、それともう一つは、比例代表を加味することによって少数意見も反映させていこう、それを融合させた形ということになって、一つの考え方かな、私はそう思つておるわけでありまして。

今いろいろ御指摘がございました中で、私は、この二大政党対立という形の場合のいわゆる対立軸というのがどういふものであるかというの、今、冷戦終結後のこの日本の社会あるいは世界を見てみましても、対立軸というのが見えにくくなつていふのが、この政治の世界の中からは出てきにくくなつていふような状態にあるように思ひます。国民から見れば、どの政党もそう変わりはない

じゃないのというような気持ちがありではなからうかと、私は勝手にそう推察をいたしておるわけでございますが、そのように対立軸が見えにくいつつ中にあると、政治形態を一体どういふうにか、それをつくり上げていく選挙制度はどうあるべきかというのは、これは今の現代政治学に与えられた最大の課題の一つではないかと認議を私自身は持つておるわけでありまして。

それからもう一つ、日本の政治制度の中で考えなければならぬのは、二院制をとつていふことであるとして、仮に、次の選挙で民主党が過半数を制することによって衆議院で民主党の党首が首相に指名をされたとしたとしても、すぐそのまま参議院でそういう状態になるかという、今の状況からいふとかなりにくい。やはり連立を組まないときと動かないという形になりますので、現実の問題としてやはり連立という問題が出てくるのではないかと。それが国民に對して評判がいい、悪いは別といたしまして、政治の運営というのを考えると、やはり連立というの現実的な問題ではなからうかという感じがいたしております。

なお、もう一つの政治上の非常に大事な要素として、議會制民主主義をとつておりますし、それから議院内閣制をとつておりますので、国会において首相が指名をされるという形がずっと定着をしておりますし、それは憲法上の規定でもあるわけでありまして、そうなつてみますと、やはり国会において多数派を占めることの党首が、通常、首相として指名をされるというのが実態であらうかと思ひます。

そういう意味で、首相候補を掲げて選挙をやるということがいかにどうかという御質問もございましたが、これは、公職選挙法で認められている選挙運動手段において、政党が政権をとつた場合に首相となるべき候補者を明示して選挙運動を行うことは差し支えないものと私どもは解釈をいたしております、これが直接のお答えになるわけでありまして。

実際、慣例上としては、過般の首相指名選挙をもつて見ましてもおわかりのように、各政党の党首がそれぞれ指名をされていふという形でございますので、事実上同じことになるのではないかな、こんなふうな考えをしておるわけでございます。少々答弁が長くなつて申しわけございませんでしたが、私の所見を交えてお答えをさせていただきます。

○中桐委員 どうもありがとうございます。なかなか内容に入り込んだ答弁をいただきました、ありがとうございます。

実は、先ほど大臣にお答えいただきましたように、対立軸をどうするかという問題は政党に課された非常に重要な課題、まさに私もそのとおりだといふふうに肝に銘じなさいけない。しかし、政党はプロフェッショナル集団でありますから、そこはやはりその時代時代に合った対立軸を鮮明にするという努力をしなければこれからの政治は対応していけないだろうというふうに、大臣の答弁を受けた上でお互いに確認をしたいというふうにも思つていふわけですが。

連立政権というものが当面、現実的な姿になつていく一定の過渡期にあるのではないかと、でうに私も思つております。その点については、できる限り選挙の前に連立のテーブルというものをつくつていくのが一番望ましい。しかし、それができない場合も当然あるでしょう。その場合には、例えば、私どもは民主党の中に政権運営委員会というものをつくつて、ドイツとイギリスの政権の運営をどのようにやっているかを調べに行つたことがございますが、その中で、特にイギリスは、先ほどお話しもありました小選挙区中心ですので、一挙に安定政権ができる仕組みを採用しております。

ドイツは比例部分を非常に重視をしておりますので、連立政権というものが現実的に生まれやすい選挙制度になつております。しかし、そのドイツでは、やはり単独政権が誕生できないというところになりました選挙の結果を受けてすぐ、一カ月

聞ぐらゐ政党内の政権協議を行つて、大体一冊の本になるような政権政策集がつくれます。その間一カ月政治空白ができるじゃないかということも問題にならうかと思ひます。

しかし、今の日本の連立政権のつくり方はやはり非常に問題があると私は思ひますね。自自連立の政権のときには、たしかA4二枚の紙で何か一致したというふうなことだったと私は記憶しておりますが、その辺に比べると、ドイツは一冊の政権集ができる。それでもいろいろな問題が起こると思ひますよ、連立政権で全部一致できて運営されるわけではないから。しかし、少なくとも四年間何をやらなければいけないかということ想定した政権協議というのはしつかりやらなければいけないと思ひますね。そういう政党政治が成熟した政党があつて連立政権というものが機能するのだらうと思ひます。

日本の場合は、この間の政治改革を経てようやくいろいろな仕組みが政党政治を中心にするシフトに変わつてまいりましたよ。今はその過渡期だから、いろいろな問題が起こると思ひます。しかし、そのやり方をもう少し意識的にやらないと、連立政権になるだらうという――議院内閣制なのだから、選ばれた代表が首相あるいは政権をつくるというの、それはもう仕方ないのだというふうにして運営していたのでは、私は、やはり国民の不信はならないというふうと思ひますので、その点については、各党首が首相候補になるのだというふうな消極的なものじゃなくて、積極的に、こういう政権でいくのだ、その政策はこれなのだ、選挙戦に至るプロセスをそういうふうに取り組んでいくべきではないかと思ひます。

そう考えたときに、今、アメリカでもヨーロッパでもイギリスでも、テレビが非常に有効に活用されております。これは、対立軸が非常にわかりにくいという時代であるがゆえに、わかりやすく対立軸を訴えるという一つのメディアとしてテレビを大いに活用しているということなのですが、

政党が首相候補者を明示してテレビにおいて選挙運動を行うというのを考えた場合、今の日本の公選法上どういう可能性があるか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○片木政府参考人 公選法上、政党が首相候補者を明示してテレビにおいて選挙運動を行うことでございしますが、政見放送におきましては、例えば、政党が政権についた場合に所属候補者のうちいずれか一人を首相候補と明示して政見等を訴えることについて規制する規定はございせん。○中桐委員 ということは、首相候補を明示してやつてはいけないという規定はないということですから、そういう可能性というものは十分ある、やつていけるというふうな理解をしたいと思ひます。

さて、そのときに、さらに進んで、各選挙区の候補者同士がディベートをするというよりも前に、政党政治を重視するということで、その政党のリーダー、つまり、次の政権のリーダー、その政党が擁立するリーダーと政策、ここにまず焦点を当てた議論なり場を選挙戦において優先的に設定するというのはいいかと私は思ひます。各選挙区でもそういうことをやつてもいいと思ひます。

私は、まず首相候補というものが明示されて、あるいは、その党が首相候補というふうな明示をしないならその党首でもいいですよ、そのリーダーとテレビを通じて議論をする、選挙戦の前あるいは公示後にそういう場をどんどんつくっていくのはいいかと思ひますが、その点については公選法上どのような可能性があるでしょうか。

○片木政府参考人 お答えいたします。まず、先ほど申し上げました公選法上の政見放送でございますが、これは政党あるいは候補者ごとに放送時間が定められているところでございまして、幾つかの政党の首相候補者がディベートする、議論するという方法はとれないものでございます。

ただ、政党がテレビを利用して選挙運動にわた

らない政治活動を行うことは自由でございまして、政党の首相候補者同士がテレビ番組の中で選挙運動に当たらない内容をもつて議論を行われまことは可能でございします。

○中桐委員 時間が参りましたので、ここで終わりますが、ぜひ安定した政権を築くという、今大変与党も悩んでおられる問題だと思ひますし、二院制の問題もありまして、いろいろな問題がありますが、少なくとも、例えば二院制だったら同時選挙ということをお考へする方法をとっている国もあります。

したがって、いわば政権を安定させて、しかも民意の反映をきちんとして維持する、説明責任も十分果たしていく、そういう目的意識性を持った選挙制度というものの議論と、そしてそれを活用するソフトウエア、ハードウエアとソフトウエアの両方が両立しないと、私は今の国民の政治不信に対する答えを十分出していくことはできないと思ひますので、選挙戦を近くに控えて、ぜひ先ほどの議論も各党生かしていただくことをお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○赤城委員長代理 この際、休憩いたします。午前十一時五十一分休憩

午後二時三十七分開議
○桜井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。島聰君。
〔委員長退席、鈴木（示）委員長代理着席〕

○島委員 民主党の島聰でございます。本日十三日は、韓国で総選挙が開かれておりますところでございます。この韓国総選挙、随分たくさんの方が出ていらつしやるわけでありまして、三千八百人が出ていらつしやるのであります。恐らく非常に大変な選挙戦が展開されていると思ひますが、その三千八百人中四百七十人がインターネットのホームページを開いておりまして、

サイバー選挙が到来したというふうな言ひが聞かれる状況でございします。本日の質問は、このインターネット選挙にどう使っていくかということについての質問でございします。

〔鈴木（示）委員長代理退席、林（幹）委員長代理着席〕
たびたび、私、これを質問しますと、それは各政党間、各会派間で御議論をいただいてというふうな意見になります。この政党各会派というものがなつた端緒は、平成八年のときに新党さきがけに対して自治省行政局選挙部選挙課名で出した、いわゆるインターネットのホームページというものは文書図面に当たる、公職選挙法の文書図面に当たるというところから、インターネットのホームページを公職選挙法上はなかなか使いづらくなつてきているということにあると思ひます。

私は、きょうは、いわゆる、行政局選挙部選挙課が平成八年十月二十八日、当時の新党さきがけ政策調査会長に出したその解釈が、どうも時代に合わなくなつてきているんじゃないかという観点から御質問を申し上げます。極めて技術的なことでもあると思ひましたので、かなり詳細に事前通告を出しておりますので、大臣と議論をさせていただきます。と思ひます。

解釈の問題ですので、まず、法律の解釈とかそういうことに対して大臣はどうお考えかということをお聞きしたいと思ひます。といひますのは、例えば、解釈も時代の変化に応じて自由により直すべきかどうか、政治家として、大臣としてどう考えるかということでありまして。

例えば、アメリカ合衆国憲法というのがあります。アメリカ合衆国憲法修正一条から十条。アメリカ合衆国憲法は、御存じだと思いますけれども、例えば大統領選権継承権もアメリカ合衆国憲法で決まっております。そのように、日本の憲法よりもかなり具体的なことが書かれた憲法であります。その修正一条から十条。これは一七九一年にできたものであります。それが人民の基本

的権利を定めたものでした。ところが、一七九一年当時は黒人に白人と同じ権利というものはなかったのです。ところが、時代が流れて、それではおかしいだろう、特に憲法改正というものを行わないで、権利を白人以外にも及ぶようにした、いい方向なら解釈を拡大していった方がいいだろう、そういう考えで。これは私は賛成するわけですが、まず大臣、これについてどう思われますか。

○保利国務大臣 今お尋ねのお話は、アメリカの憲法の解釈論の御質問と私は承りますが……（島委員「法律解釈」と呼ぶ）解釈そのものというのは、やはりその法律ができたときの原点に立ち返って、なぜこの法律ができたのかということの中で、解釈のものと意味といいますが、第一義を決めていくのが、これは個人の考えですが、趣旨ではないかなと思います。

○島委員 おっしゃるとおりだと思います。もちろん、このアメリカ憲法も基本的人権を守れという意味ですから、それはその方向の解釈ならいいだろうという話だと思います。

文書図画の問題について、公職選挙法百四十二条が文書図画を制限しているのは、不当の競争を招くのではないかとこのこととつづられたものだと思いますが、この文書図画が不当の競争を招く、どんな点が不当の競争を招くというふうに原点ではともと考えられたというふうに大臣はおっしゃいますか。

○保利国務大臣 選挙運動におきまして、文書あるいは図画をどんなに配布していくということになりますと、その配布能力あるいは製造能力を持った者が勝つ、いわゆる紙媒体とよく世に言われておりますが、そういうものが余り横行してはならぬ、そういう趣旨で、所定のものは許されるわけですが、それ以上のものを量産的にどんどんつくられるということについては一定の制限を課すべきだ、こういうふうな考え方でつくられたものと考えます。

○島委員 いわゆる経済的な問題も含めてということだと解釈してよろしいですね。

○保利国務大臣 遠回しに言えばそういうことになるのかもしれませんが、どんな紙をつくれる者が当選に結びついていくということが果たしていいのだろうかということから、一定の制限を設けられたものと考えます。

○島委員 今はその前提です、今のお話を承った上で、まず事実確認を申し上げます。

電話による選挙運動というのは、現在は法律上制限されていないので自由である、それでよろしいですね。

○保利国務大臣 現実の選挙においても、電話作戦というのは随分行われておりますし、また、それは法律上も許されることだと承知しております。

○島委員 電話による選挙運動は法律上制限されておられません。今大臣おっしゃったとおりで、自由であります。候補者、総括主宰者等重要な地位を占める人たちが計画的に電話による選挙運動を指令した場合には、その費用をきちんと選挙費用として出せばそれで合法であるという話になります。

委員長に事前に御了解を得ておりますが、これは電話であります。この電話であります、これはモードといまして、ここに画面がありまして、この画面でメールのやりとりを皆さんがします。ここには「あいいうえお」と書いてあって、若い方は二本指でばんばんと打って、これで電話をしていきます。メールと電話、これがほとんど一致して使っておられます。ということは、普通の感覚でいけば、これはメールと電話という区別がつかないわけでありまして、これにおけるメールの選挙運動は自由と考えてよろしいですね。

○保利国務大臣 随分世の中が進歩したものだと思えます。携帯電話というのは、私が子供の時代は夢のものでありましたが、現実のものとなつて、今や普通の電話よりも多くなつてきた、そういう社会情勢があるということは私もよく認識をいたしております。

ただ、選挙法の問題からいいますと、ディスプレイにあらわれたものを利用して選挙運動をやるということになりますと、これは文書図画の類に入るといふふうに私は思っております。

○島委員 文書図画に入ると私は思っております。これをみて、本当にまるつきり話すつもりで、とんとんとと皆さんやられるのです。それが文書図画とは私は思えないのです。例えば、今、保利大臣頑張ってくださいというふうに打つてばと出る、それがどうして文書図画になるのですか。

○保利国務大臣 文字や象形にあらわれたものは文書である、そういう解釈であります。

○島委員 そういう解釈であります。それは、今も申し上げたように、そういう解釈を平成八年にはしたのです。そのころ選挙課がそういう文書を出したのだけれども、それを、過ちであつた、けしからぬと言つてもいいのです。つまり、わからなかつた、そのころは。今保利大臣おっしゃったように、そこまで発展すると思わなかつたのです。

それで、アメリカの商務省が出したデジタルエコノミー2というのがありました。五年前に私たちが予測した一番楽観的なものを超えて、質的にこのデジタルエコノミーの社会は発展している。これはアメリカ商務省だからエコノミー。同じようにデジタル社会というのは発展しているのです。若い人はこれを本当に電話と同じように使っている。これを、文書図画と解釈します、私どもはしていませんというのには、どう見ても私は納得できないし、しないと思います。

政治家同士の議論というのはそこだと思います。官僚は、そういうこともあって、平成八年にそういうことも議論した、そういうふうに見える。だけれども、それはきちんと見て、そしてその上で、おかしなやつたらちよつと解釈を直せということを指示するのが政治家たる者の使命であると思ひます。

もう少し、こんな矛盾があるということをと

ほとんど聞きたいします。

ホームページというのは、御存じのように、インターネットで見ます。実は、これでもインターネットのホームページを見られます。見られるわけですが、そのホームページを文書図画として文書図画というのは、例えば封書、はがき、スライド、映画、ネオンサイン、アドバース等ということ、スライド、映画、ネオンサインと同じようにホームページを当時は思っていた。違ふのです、これは。

さらに、ちよつとここをお聞かせします。矛盾というのでお聞かせしますが、テープレコーダーのテープに政見を吹き込んでこれを頒布しても文書図画を頒布したことにならないとあります。今のインターネットのホームページは、御存じのように、音声が出ます。だから、私のホームページを真つ黒にして、象形を何も出さずに音だけで、鳥啼はこういう政策を持っています、頑張ります、よろしくお願ひしますと言つたら、これはテープレコーダーとどう違うんですか。

○保利国務大臣 人の視覚に訴えるものを文書図画としてとらえておりました、したがって、御指摘のような音声は録音したテープレコーダーのテープは、これは文書図画には該当しない。

しかし、一方で、御指摘のような音声によるホームページにつきましては、あわせて文字等による記載あるいは人の視覚に訴えかける部分もあるものであります。このようなホームページを選挙運動のために利用することはできないということとございまして、場合によっては文字があらわれるかもしれないというおそれがあるところは、慎重にお構へになつた方がよろしいのではないかとと思ひます。

○島委員 これはぜひインターネットで流している人に聞いてもらいたいんですけども、要するに、真つ暗にしておいて音だけ出せば大丈夫。これはどう考えてもやはり矛盾していますよ、いろいろな意味で。矛盾していたら——私はこれを矛

盾しているからけしからぬと言っているんじゃない、何度も言います。当時は確かにインターネットのホームページというと紙芝居と思ったかもしれないです、それは。だけれども、これだったらできる、今のようになんて変わってきているんですから。繰り返しますが、ぜひもう一度検討し直していただきたいというふうに思います。

これはちよつとここで切りまして、次の話をします。また同じことを言います。

インターネットのホームページにチャットというのがあるのを御存じですか。

○保利国務大臣 チャットという言葉は、私も余り詳しくはないんですが、パソコン用語辞典なんかから調べてみると、「パソコン通信サービス上でリアルタイムにメッセージをやり取りし、おしゃべりすること。一対一のもの、多人数でできるものなどがある。手元のキーボードから打ち込んだ文字が相手のディスプレイに表示され、相手のキーボード操作が手元に表示される。次々にメッセージを送り合うことで会話を進行。同時に同じホスト・コンピュータに接続しているパソコン間で進行の一般的なが、LANなどネットワーク内のパソコン同士を結んでもできる。最近では、インターネット上においてもブラウザの機能をアップするプラグインというソフトが実現している」というのがチャットの解釈なのでありまして、実は私も、申しわけない、これは余り詳しく存じておりませんでした。

○島委員 結構です。

ぜひ一度使っていただくといいたんですが、チャットというのは本当にリアルタイムではほんと、今最初に電話のメールの話をしたと同じように、今の若い人、私も若い方だと思つていますが、ほとんど、自分でリアルタイムに打ち込んで、そこで会話をしているんです。会話を、例えばそこで政策論争もできるんです、具体的に言いますと。政策論争ができて、もちろんそこに文字、形象、あらわれます。インターネットで、公職選挙法はどうかということ等そうやって議論を

します。議論をして、それに対してまたすぐ答えます。これが今何度もおっしゃっていただける文字、形象にあらわれたるもの。会話と文字、形象にあらわれたるもの、これは会話なんですね。

例えば、具体的に言うと、どこかのミニ集会で私が話しているかわりに、そういうインターネットを使つてミニ集会をやっているわけですね。そこで、民主主義の最たるものであります。またまそこにおれない人までやれるわけですよ。それもやはり文字にあらわれるから文書図画なんですか。

○保利国務大臣 大変恐縮ですが、多少年代の差を感じる。

私どもの解釈からいきますと、そういうディスプレイの上に文字あるいは象形があらわれれば、それは文書図画であるというふうに判断をいたしております。

○島委員 このやりとりにつきましては、それこそ私の方できょうじゅうに私の知り合いのインターネットの仲間に通じますので、どういう反応があるかをお届けしますので楽しみにしていただきたいんですが、明らかにそういうことだと思ひます。

もう一つ。当然、今申し上げたことは、全部、解釈というものが時代おくれになっている。それを責めているわけじゃありません。四年前というのはそういう解釈でも仕方がなかったかもしれないと思ひます。だけれども、もう進んでいるわけですから、その解釈を変更すべきだということを政治家として御指示いただきたいということで質問をしております。

同じように、今度は、先ほども別の議員がお話をしておられました在外選挙の問題についてもこの問題が、これを大臣が英断されると在外選挙も随分便利になるんじゃないかということから質問を申し上げます。

在外選挙が五月一日から可能になる。私が開き及ぶところによりますと、政党からの例えば選挙活動は自由だけれども、日本にいれば普通わかる

ような選挙公報等は送らないと聞いております。それは事実ですか。

○保利国務大臣 御承知のように、衆議院選挙の運動期間は十二日間あります。

選挙公報は、届け出の日に、集まった原稿を取りまとめ、そして印刷にかけるといふ、それどころか順序とかいろいろ難しい手だてを講じながらやつていくわけでございまして、少し時間がかかるのは御承知のとおりであります。

そういうことから考え、さらにまた海外で投票を行われる方は実際の投票日の五日前には投票をしなければならぬというふうなことから、両方から攻めてまいりますと、いわゆる選挙公報というのを出すのは難しいというよりも、物理的にできないという状況と判断しております。

○島委員 それでは、海外の投票される方は、どういう基準、あるいはどういうことを考えて自分の一票を行使される、つまり情報の格差というのが圧倒的にあると思うんですが、それについてはどう思われますか。

○保利国務大臣 海外の方々の投票は、今回の場合、比例代表の、政党に対する選挙の投票だけでございます。

それにつきましては、NHKの国際放送でありますとか、あるいは新聞等を通じて、どの党が立候補の届け出をしたか、これは比例の届け出でございますが、それを知るといふ形で、海外の方に知っていただくということが一つ。

それから、公示日以降速やかにというのは公示の日でございますが、届け出の政党の名称などを一覧表にしまして、その一覧表を在外公館にファクス送信を行うことなどによりまして、在外公館から一覧表で閲覧ができるような状態にするというところで、今外務省とも協議を行っているところでありまして。

○島委員 今、五日前に投票をしなくてはいいから不可能だとかいろいろおっしゃいましたね。十二日間、五日前ということですね。それは送ったりするから大変なのであります

て、これもインターネットのホームページを使えばあつという間にそれは見られるわけですよ。特に海外におられる方、全員がホームページを持っておられるかどうか、インターネットにアクセスできる環境かどうかというところはわかりませんが、例えば中国でも今インターネットカフェというのがあるやっています。盛んです。あるいは、在外公館あちこちにあれば、端末があれば、そこに行けばできます。

そうすれば、五日前ですから不可能ですと、これは本当に、さつき年代の差を感じるとおっしゃいましたが、先ほど申し上げたように、きょうの私の議論は、これが終わった瞬間に、私の秘書がすぐに、こういう議論がありましたとばつと瞬時に出しますから、恐らく二十分以内には全部広がるはずであります。五日前ですからだめですと、今、御存じのように、ドッグイヤーと言われて、IT革命の世界においては、犬が年をとるやうに、一年が七年と言われているわけですが、五日もあればという感じが私の感覚ではあります、逆に言えば。

具体的に申し上げますが、これは政党の選挙です。よ。政党の選挙で、それをテレビで見るとか、それからいろいろな新聞で見ただけだったら限られております。在外選挙が初めて行われるわけ、そこにおいて、一体どういう政党がどういう政策を持っています、そしてそれをどうするかというのに関しましては、インターネットがきちんと使える、インターネットのホームページが文書図画じゃない、つまり、法律において規定されていたものじゃなかったということだけの解釈をすれば、非常に在外選挙の選挙人に情報を与えることができて選挙人の優位性を高めると思ひますが、どうですか。

○保利国務大臣 選挙公報は所轄の選挙管理委員会が中心になってつくるものでありますから、いわば公的な文書でありまして、個人の候補者がやります文書とはちよつと違うだろうと思ひます。そこは分けて考えなきゃいけないのだらうと思ひ

ます。

ただ、インターネットに選挙公報をつくるという作業そのものが今すぐできるかといえますと、枠のはめ方とかあるいは政党の順序でありますとか結構いろいろな要素がございまして、研究をしていかなければならない要素だとは思いますが、今すぐの実現というのには困難であろうかと私は思います。

○島委員 一体どなたにお聞きになったかは知りませんが、ホームページをつくることはそれほど難しい問題ではありません。今おっしゃられたように順番の立て方とかそういうことはあるでしょう、それは多分ルールが一つあるでしょうから。

例えばうちの事務所ですと、女性秘書が一人で私のホームページを全部やっています。しかもそれは専門性がある人ではありませんでした。文科系の大学を出られて、私が三カ月ぐらい特訓をしたら全部できるようになりましたから、そんな難しいと思わなくて結構ですから、ぜひともそれを考えていただきたいと思う次第でございます。きょうの質問に流れておりますのは、本当にこれだけあります。

最初に解釈の御質問を申し上げて、そのときに、経済的な問題もありますねということがありました。確かに、当時そんなことがあったのです。ホームページをつくと差が出てくる。だから、経済的な問題もあって、いわゆるお金がかからない選挙ということをやっているのに対して、大丈夫なんだろうかという議論もあったわけですね。

大臣、お使いになったことがあるかどうかは知りませんが、ちなみに、メールと電話をかけるのとどっちが安いかわかりになりますか。

○保利国務大臣 大変恐縮でございます、私はどちらが安いかわかりません。

○島委員 私が使っているこのiモードのメールですと、一メール一円です。ちよつと長くても二円で終わります。選挙運動をやっている政治家ならだれもがすぐ計算ができると思いますが、

数が多ければ多いほど極めてコストが安くなるわけでありまして。ホームページ自身も、今申し上げたように、例えば昔は外注をするとか技術がまだ進んでいませんでしたから非常に大変でありましたけれども、ホームページをつくるソフトというのは大体一万円か二万円で購入できます。それを使えばすぐにできるわけでありまして。

恐縮でございますが、きょうは大臣にインターネットの講義をさせていただいたような、そんなことをやるつもりはなかったわけでありまして、要するに、今時代はすごく流れているんですよ。最初におっしゃったように、公職選挙法の百四十二条、やはりビラをばあつとまくとお金がかかり過ぎるということがあったと思います。それも一つにあってと思います。そうしたら、今ほとんどIT革命が進んでいて、自分たちの持っている抱負経緯というものを余りコストをかけずに、IT革命というのは基本的に流通コストを下げることでありますから、情報も流通コストが下がっていくわけです。

政策本位の選挙、そしてまた政策本位の政治をつくっていくためには、インターネットというものを十分研究していただく必要があると思うんです。そう言う、各党各会派の御議論をもとにという話に必ずなりますから、そうではなくて、これは明らかに解釈が間違っているとは言いません、当時はこれで正しかったのだと思うんですが、今時代が進んだわけだから、その解釈をもう一度再検討しろ、そういうふうな政治家としていわれる事務方に御指示をいただけますか、どうですか。

○保利国務大臣 時代の流れというのは私も痛切に感じておりますし、私のところの事務所でも若い秘書がインターネットを使っております。ですから、そういうのがこれから先ずっと進んできて、いわゆるIT革命が起これ、そしてそれが極めて一般化する姿になってくる時代が来るのかなという予感はいたしすけれども、まだ全体というほどではないのではないかと感じています。

ておりますので、その点は多少意見が違つかもされません。

今すぐこれを採用することについて検討しろ、あるいは解釈を変えることを検討しろと言う気は私にはございませんが、どうぞひとつ議会の中で、これは選挙運動にかかわることでありまして、各党各会派、お若い方もいっぱいいらつしやいますので、ぜひ御議論をいただいで一定の結論を出し、議会として決定をされれば、それは自治省としても従っていかなきやならないことになろうかと思ひます。

○島委員 恐らく、先ほど認識が違つたとおっしゃった点、今インターネット人口は一千二百万にふえていくとあります。これから非常に爆発的にふえていくとあります。さらに、技術革新もどんどん進んでいくでしょう。それが、民主主義の中において政治を変革していく最も大きなことになっていくと私は思っております。

そのときに、例えば今、若い人は投票率が非常に低いとか、そういうこともあります。そういうことを実現するためには、今はすぐにできないとおっしゃったわけでありまして、大変残念であります。ここまできちんと矛盾点を追及したわけですから、政治家と政治家同士の議論をしようというふうな国会改革でなつたわけですから、できたらこの場で政治家としての御判断を——本当に政治家としての御判断がそれならば、保利大臣ももう少し勉強して新しい時代に適応していただきたいと思ひます、これが終わつてからでも結構ですから、ぜひとも政治家として御判断いただきたいと思います、また御指示いただけたらいいのではないかと思っております。

終ります。ありがとうございました。

○林(幹)委員長代理 次に、達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。まず、洋上投票、在外投票の準備状況について伺いたいと思ひます。

さきの台湾の大統領選挙は非常に盛り上がりまして、世界各地に散らばつていた台湾の選挙権を

有する人たちが必死になつて、必要であれば台湾に戻つて投票した。やはりそういうことが期待されて、今回の我が国におけるこういう改正にもなつたと思つております。

ただ、国民の権利の行使でありまして、今までそういう権利がなかった、投票できなかった、それが権利を持つて投票できるようになつたということでありまして、外国で働く、外国に居住する日本人というのはある程度覚悟を持つてそうしているわけでありまして、そういう意味では、余り手とり足とりお世話をするという発想ではなく、一義的には、権利を行使する側がそれなりに自助努力をすべきものだといふふうに考えております。

その上で、国内においても不在者投票制度の弾力的な運用などという工夫が行われている、そういう工夫で、権利を行使するぞという在外邦人または洋上の皆さんの権利行使がスムーズにできるよう工夫をしていただければと思うんですが、その辺の準備状況、洋上と在外、それぞれについてお願いいたします。

(林(幹)委員長代理退席、委員長着席)

○保利国務大臣 委員は海外の御経験がございまして、外務省にずっとお勤めでございまして、海外にいる者が投票したいという気持ちを持つておられるということをよくつかんでおられるだろうと思ひます。私もまた、二十数年前でありましたが、フランスに五年ほどおりまして、父親が政治家であつたことから投票したいものだということに思つたことがあります。ようやくここで、ここの五月一日以降に公示される選挙から、在外選挙人の方が投票するという制度ができました、実施に移るところでございます。

現在、この制度の周知及び在外選挙人名簿への登録などの促進については、ポスターとか、あるいはリーフレットなどの配布をしたり、テレビとかラジオ、新聞などでメディアを活用して、国内外に啓発をしているところでございまして、登録の申請者数は、三月末の時点で五万三千

六百六十七人という数字になっております。申請者でございまして、登録者はもうちょっと減るわけでございます。四万一千ぐらいの数字になると思います。

こういう状況でございますが、今後また、このところ大体一カ月間六千人ぐらいつの割合でふえていってまいりますので、登録者数はふえていく可能性はあると思っております。しかし、まだまだ不十分だと思います。そうしたいろいろな問題について、今後、各選挙管理委員会あるいは在外公館等にいろいろお世話になりまして、説明会などをやりまして、事務手続及び管理執行体制についていろいろ助言を行ったりいたしておるところでございます。

それから、洋上投票でございますけれども、これもまた五月一日以降公示される衆議院選挙あるいは参議院選挙から実施されるということに相なりました。これは大分昔から御要望がございまして、海洋婦人会でありますとか、海員組合でありますとかからも、船の上から投票できるようにしてくれと。ただ、技術的な問題がかなり難しく、これはなかなか実現しなかったんですが、フックス投票、それも秘密が守られる形のフックス投票のやり方が開発をされました。それで投票用紙等も大体今月いっぱいには用意をしておくというふうな状態にまで来ております。

そんなことで、小冊子をつくったり、あるいは北海道府県の選挙管理委員会や海運会社などにそうしたものを配ったりして、いろいろ準備を進めているところでございます。

○今井政府参考人 外務省といたしましても、自治省と協力しつつ、在外公館を通ずる登録申請を促進するためにさまざまな努力を行ってきておるところでございます。

まず、在外選挙が導入されたことを特に在留邦人の方々に周知していただくというための広報を行っております。具体的に申しますと、東京におきましては、国際協力事業団であるとか、国際交流基金であるとかそういう政府機関、それから

経団連、日本商工会議所等の民間団体にお願いたしまして、海外に赴任する人たちに、この選挙の存在と、それから意義を知っていただくための協力をお願いしているところでございます。また、海外におきましても、外務省、自治省の職員が出張いたしました。現地で説明会を開くとか、現地の日本語の新聞、あるいは日本人会の会報等、さまざまな手だてを使いまして広報に努めてきております。

さらに、在外選挙人名簿への登録申請は、原則として申請者が各在外公館に赴いて手続をとっていただくということになっておりますので、在留邦人の便宜を図るために、在外公館の職員が在留邦人が居住している遠隔の地に出張いたしました。そこで登録申請の受け付けを行うというようないこともしております。また在外公館の所在地の周辺におきましても、在留邦人の集まる日本人会の会合だとか、あるいは日本人学校、補習校の会合だとか、あるいは企業事務所が多く集まっているような地域等にみんな集まってもらって、そこへ職員が出向いて登録申請の受け付けを行うといったような努力をしているところでございます。

○遠増委員 オーストラリアやシンガポールに住む日本人の皆さんで、インターネットを利用して情報交換をしながら日本の政治について議論をしているようなグループのメンバーから、手紙、電子メールをもらったことがありまして、非常にそういう関心があちこちに高まってきているんだと思っております。ぜひそういう思いにこたえる運用をしていただきたいと思います。

さて、インターネットの話であります。きょう、先ほどから議論が続いております。選挙期間中のホームページ利用の可否、要は文書図画に当たるのであれば、簡単に言えばそういうことだと思っております。

今のホームページの現状、確かに安く簡単にだれでもつくれるようにはなっておりますが、一方では、これはもう国会議員の皆さんのところ

に、十万円できるとか、百万円出せばこのくらいのものでできるとか、お金さえあればすごいものができるとか、そういう現象も実際あります。特に才能が要求される分野です。ホームページデザインの人、カリスマホームページデザイナーなどという人が出てきますと、何千万円よこせとかいう話になってくる危険性もあると考えております。自由党としては、やはりそういう、いわゆる全面解禁といましようか、完全自由自在なホームページ利用というものについてはちよつと慎重なわけでありまして。

公職選挙法というのはいわばゲームのルールであります。ポスターの枚数とかはがきの枚数、なぜこの枚数かというの、やりやすいように、効果的な選挙ができるようにという中で一定の縛りをつけていくものでありますから、自由党は、ふだんの政治活動についてはホームページは全面的に活用して、いわば時代はE政治だと思っております。Eビジネス、Eコマース、Eトレッド、政治についてもE政治ということで、インターネットを活用した政治というのは、平時においては全面的に展開しなきゃならないとは思っているのですけれども、選挙期間中においてはそれなりの制約もあり得るのかなと考えているのです。

ただ、一般の方の間でインターネット普及率が非常に高まっている中で、こういう工夫はあり得ると思うのです。それは、サーバー、ホームページを置いておく場所ですね、それを選挙管理委員会が用意して、いわば今まで新聞に折り込んで配る選挙公報のような形で、大きさとかフォーマットを一定のものとして、各候補者につくってもらったものを掲載するとか、あるいは選挙の方で写真や履歴をもらって、それを一定の形式で掲載するということがあり得るかもしれません。

先ほどの議論の中で、特に選挙期間中、外国にいる日本人が情報に乏しくなるのではないかと、そういう人たちのためにも、いわばそういう最低限の情報について、公的にインターネットを通じて提供するということはやってもいいんじゃない

かと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○保利国務大臣 選挙のホームページに選挙公報等を載せるということについては、先ほどもお答えを申し上げたのでありますが、選挙公報は、公職の候補者などの政見などを当該公職の候補者などが申請した原文のまま掲載するというものでございまして、選挙公報がどのようなものになるかは選挙運動にかかわる問題であるというふうに認識をしております。

選挙運動の方法等については、これまで国会において、いろいろな審議、あるいは各党間の議論の積み重ねの中から、現在のようないくつかのルールがつけられてきたところでございまして、選挙公報をインターネットのホームページに掲載するかどうかということについては、インターネットの利用を選挙運動の中でどう位置づけるかということと密接な関係がございまして、それを含めた議論を国会の中で、各党各会派においていただくと、それで方向づけを出していただくというのがいいのではないかと、このように考えておる次第であります。

○遠増委員 国会の中で電子政府に関する議論もなされております。恐らく、そういう電子政府をつくっていく中の議論として、選挙を管理運営する側でそういう電子的な広報もという議論も可能だと思っております。技術的にはもう非常に現実的なところまで来ておりますから、いずれ、やると決まったときにすぐできるような研究などは行政の中でもやれるのではないかとこのように思っています。

さて、次に、電子メールであります。これについても、先ほど他の委員の質問に答えて、文書図画に当たれば電子メールによる投票の呼びかけなどは違法になるのではないかとこのことでありました。

先ほど例として出ていたような個人の電子メール、確かに、今物すごい勢いで携帯電話を使った電子メールのやりとりが普及しているのは、それ

が安いからであります。普通におしゃべりをしていて一分二分かかってしまうものが、電子メールのデータのやりとりは瞬間で行われますから、それで、ここ半年の大きな変化だと思います。若い世代を中心に電子メール利用が物すごい勢いでふえている。

一方、悪い電子メールというのもあるんです。これはやはり、メールアドレスを持っている国会議員の皆さんでいろいろ迷惑をこうむっている方がいるんじゃないかと思えますけれども、いろいろな怪しげなものや売ろうというセールスがどこからともなくたくさん来たりとか、あとは、インターネット上のわいせつ画像を取り締まることが決まったときには、反対する人たちから同じ内容の電子メールが大量に私のところに来て、非常な迷惑をいたしました。

したがって、やはり、無制限な電子メールの利用というのは、ファクスによる紙爆弾などと同じでありまして、問題があると思っております。

他方、個人的に、本当におしゃべりの感覚で電子メールのやりとりをする、携帯電話を使って個人間でやりとりをするような話は、運用面で、あるいは取り締まりの面といえますか、そこでかなり実態に照らした対処が求められるのではないかと思います。

政府としてのお答えについては、先ほども質問の中で出ていましたので、さらに質問することはいたしませんけれども、そういう運用あるいは取り締まりの中で、悪いEメールじゃなく、いいEメールについては何らかの工夫ができないかというところについてはいかがでしょうか。

○保利国務大臣 公職選挙法では、おおよそ人の視覚に訴えるものはすべて文書図画ととらえております。したがって、Eメールのように携帯電話やコンピューターのディスプレイに表示される画面は、公職選挙法上の文書図画に当たるものと解されておりまして、音声を伝達する電話とは異なるという解釈をいたしております。

しかし、今委員いろいろお話しのように、Eメールもどんどん出てきておりますし、それから、先々インターネットが国民的の普及をするという時代も来ないということを言うわけにもいえないというような状況というのにかんがみまして、今後の選挙のあり方というのは、二十一世紀の新しい姿というものを想定しながら、国会の中でいろいろ各党で御議論をいただくのがいいんじゃないかなと思います。

ただ、私ちょっと懸念するのですが、これは国家公安委員長としての懸念でもあります。電子社会というのは裏の部分がございまして、ハッカーあるいはサイバーテロと言われていくようなものが随分横行しております。その実体はなかなかつかみ得ないというようなこともある。アメリカはことし千七百億円、それから来年は二千二百億円ぐらい使ってハッカー対策をやると言われている時代に、日本はちょっとその点が手薄になっておりますので、こうしたものの普及というのが、将来、裏の対策なしに広まったときの恐ろしさというのを何か予感するのでありますが、こういうところもあわせて考えていくべきことかなと思います。

いずれにいたしましても、各党各会派で電子関係については御議論いただくことを期待いたしております。

○遠増委員 大臣おっしゃるとおりだと思います。ハッカーとかサイバーテロ的なことへ、セキュリティ面に対しては非常に気をつけなければならぬと思います。ですから、選挙期間中ホームページを全面解禁しますと、それを妨害工作などということもあり得ると思っております。その意味でも、選挙がきちっとサイバーを用意してくださればかなりいいんじゃないかと思っております。

最後に、電子投票について伺います。先ごろ、議員会館のロビーで電子投票の実験が行われました。選挙の投票を電子的に行うことあります。また、今、マイクロソフト・ネット

ワークというところのホームページで、次の総理はだれがふさわしいかというネット投票が行われております。小沢一郎自由党首が一位でありまして、中坊公平さんと田中眞紀子さんが二位、三位のあたりに続いております。一万何千のあたりで争っております。ちなみに森総理は二千とか三千のあたりに今いるのでありますけれども、そういうことが技術的にはかなり可能になってきている。

それで、選挙制度を所管する自治省、大臣としてどのようにお考えか伺いたいと思っております。

○平林政務次官 便宜私からお答えを申し上げます。

電子投票、すなわち電子機器を用いた投票方式の導入ということにつきましては、メリットの面もございます。例えば開票時間の短縮というように選挙の管理、執行の上で非常に有益だということも考えられるわけでございますが、現行の公職選挙法が原則といたしておりますが、現行の投票方式を改めるといふ、いわば制度の改正が必要でございます。

これにつきましては、平成六年の衆議院議員選挙制度の改革に合わせて記号式が採用された後で、議員提案によりまして自書式に戻った、こういういきさつがございます。そのいきさつなどを踏まえまして、国民の間に広い合意が得られる必要があるものと考えられます。

また、費用対効果の検証とか、ハード、ソフト両面での安全対策などの解決をすべき多くの問題もある。これは、委員がおっしゃったようないろいろな問題がございます。確かにあると思います。

さようなことで、自治省としましては、選挙事務に電子機器を導入することによって有権者の利便の向上を図る、投票事務の迅速化を図るといふことは重要な課題と考えております。平成十一年の七月に電子機器利用による選挙システム研究会というものを設置いたしております。研究会におきまして、現行の投票事務における電子機

器利用の状況や、諸外国の電子機器を利用した投票制度につきまして現在調査研究を進めておるといふところでございます。平成十二年度におきましても、引き続き、電子機器を利用した投票システムにつきまして調査研究を進めてまいりたい、さようなことを現在やっております。

以上でございます。

○桜井委員長 遠増君、時間が来ましたので簡潔に。

○遠増委員 E政治の流れに対応した制度、運用を工夫することを希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○桜井委員長 続いて、東中光雄君。

○東中委員 私は、政治資金、とりわけ企業・団体献金の問題についてお伺いしたいんですが、さきの百四十六臨時国会で、本委員会提出法案として、政治家個人の政治資金管理団体に対する企業・団体献金を禁止する立法、これは、全会一致で、委員会として、委員会提案で実現いたしました。

これはもう申すまでもないことでありますが、政治改革法の附則九条で、「法律の施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとする。」ということが実際にやられて、政党以外に対する企業・団体献金は全部禁止したということになるわけでありまして、政党に対する企業・団体献金の禁止の問題については、政治改革国会のときには私たちは全面禁止を要求したわけですが、その部分は残りまして、政治改革のときの附則第十条で、企業・団体献金の政党へのあり方について、要するに会社、労働組合その他の団体の政党に対しては寄附のあり方については見直しを行うものとするということになっております。

これは、国会としてそういう立法をしたわけですから、個人に対するあるいは一般政治団体に対する企業献金は禁止にした、それで政党に対する部分のあり方については見直しをするものとするということになっているんですが、政治資金につ

いての担当の自治省としては、どういふ見直しをするものとする、どういふことをやっておられるのか、お伺いをしたい。

○保利国務大臣 確かに、平成六年の改正の附則第十條では、前段は略しますけれども、「会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に對してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。」という記載をされております。これは、平成五年九月に細川内閣が第百二十八回の国会に提出した政治資金規正法改正法案において、選挙制度の改革に伴い、選挙や政治活動が政策本位、政党本位となるので、政治資金の調達を政党を中心にするために、また近年においての政治と金をめぐる国民世論の動向等にもかんがみて、企業・団体献金については政党に対するものに限り認めることとされたものと承知をしておるわけでございます。

そこで、十條の解釈でありますけれども、「見直しを行うものとする。」というふうに記載をされていることは、これを廃止するとは直接には読みにくいという解釈が成立するのではないかと、このように思います。

○東中委員 廃止するとは解釈していない、それはそうでしょう、廃止するものとするとは書いていませんから。だから、「あり方について見直しを行うものとする。」というのだから、どういふ見直しをあり方についてしているんですかとお伺いしているわけで、廃止するとは書いていない、それはそのとおりです。

これが出てきた経緯は、八次審の答申で、これは第一次審からあるわけですから、企業・団体献金はやめるべきだという方向がずっと出ておったんですが、八次審で出たのは、「選挙制度の改革及び公的助成制度の導入とあわせて、団体の寄附は、政党に対するものに限定することが適当である。」これが八次審の答申です。だからあの法案もちゃんと禁止が出ておったのが、結局、総務会談で五年延ばしたんですね。それはこの部分なんです。

ところが、同じ八次審に、「将来の姿としては」ということで、「政党がより近代化し、政党への相当規模の公的助成が行われ、政党の基盤が整備されるとともに、国民の政治意識が向上し、政党を中心に国民が政治参加する体制が確立し、政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい。」これは八次審のもう一つの柱ですね。

そこで言うている「公的助成が行われ」、行われたわけでしょう。それから、「政党の基盤が整備される」、されたはずなんです。それで、「国民の政治意識が向上」、政党中心で一回選挙をやったんです、進んできておることになるはずなんです。そうしたら、今度は、「政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい」と言うておった、だからそのあり方を見直そう、書いてあるわけだから。

だから、方向は個人献金に限るような方向に行くべきだ、助成もやることになるから、現に助成をやったんだからということなんです。それで、どういふ見直しをしているんですかと聞いてみるわけです。

○保利国務大臣 この見直しの問題については、各党間それぞれいろいろお考えもあるだろうと思いますが、まさに政治のコストをどうあがなうかという極めて政治的な問題でありますから、自治省からこのことをどういふふうに見直していくかというところを申し上げますよりは、やはり各党間でお話し合いをいたしたい、この見直しということについてどういふふうな見解を各党持っているのかということをお聞きしたい、これを私どもとしては期待をしているということでございます。

○東中委員 「見直しを行うものとする。」というのは各党間で決めたことですよ、この法律で。それで、どういふ見直しをするんですか。何にもない、自治省は何にもしないではこれはちょっと筋が通らな過ぎるんじゃないか。自民党は、この規定は廃止せよという法律を出しているわけ

です。だから、この八次審の趣旨からいって、いいところ取りで都合の悪いところだけやめちゃうというふうなことになるんじゃないか、だめですよ、私はそう言いたいわけでありまして。それはそれとしまして。

それで、個人あるいは資金管理団体に對する献金を禁止したという中で、結局、結論的に言え、政党以外には企業・団体献金をするのも、企業・団体献金を受けるのも、あるいは企業・団体献金をしてほしいと要求することも、勧誘することも禁止する、犯罪になる、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処するということがなつたわけですが、そういうことですね。選挙部長、どうですか。

○片木政府参考人 お尋ねの附則九條の關係でございます。

平成六年の改正法附則九條の規定の趣旨にのっとりまして、ただいまお話ししましたとおり、政治家個人の資金管理団体に對する企業・団体献金を本年一月から禁止しているところでござい

ます。

○東中委員 禁止しているのはわかつていますが、それで、献金を受け取ることも、それから献金してくれというのを勧誘したり要求したりすること、これも犯罪になるんですね、犯罪ですということをおっしゃっているんです。

○片木政府参考人 寄附を受けた者に係る罰則の規定でございますが、御案内のとおり、先ほど申し上げました禁止規定は本年の一月一日でござい

ますが、四月一日以降にされる寄附について罰則の規定が適用されるということになっております。

なお、当該寄附が、改正前の寄附の総額制限、個別制限を超えるものである場合につきましては、今申し上げました四月一日より前でありましても罰則の適用があるわけでござい

ます。

○東中委員 だから、時間つぶしになるのでやめておきますが、それで、聞きたいのは、個人では資金団体とい

うことでもらうことができておったのが禁止になったということ、今度は、支部にしたらいいんだということ、とどん支部にする方向が出てきましたね。

これは毎日新聞の一月八日の記事ですけれども、自民党の政治制度改革本部は、本部長は粕谷さんですが、本年一月七日「政治家個人あての企業・団体献金が禁止されたに伴う地方議員救済策として、都道府県・政令指定都市議員に限り、従来通り新規で五十人の議員を集めることを条件に政党支部の新設を認めるガイドラインを決めた。」という報道があります。例えば都議会議員というたら、資金団体を持つておつてそこで献金を受けておつた、ところが今度は受けられぬようになった、だからその人たちは支部をつくるようにするガイドラインをつくつた、こうなつて

います。

そうすると、今までの資金団体を支部名義にしたらいふということになるんじゃないか。

どうでしょう、保利さん。

○保利国務大臣 政党支部も政党の一部でありまして、本部と一体となつて政治活動を行うものでござい

ます。そして、公職の候補者の資金管理団体や後援会とはそもそも人格を異にいたすということであり

ます。

それから、政党がその支部をどのように構成し、政党活動をいかなる形で展開するかは政党組織の基本にかかわる問題でございまして、政党の自主的な判断によるべきものだと考えております。

それから、政治資金規正法におきましては、政党等の政治団体の活動が国民の監視と批判のもとに行われるよう、政治資金の収支は公開することとなつております。したがいまして、支部をつくれば当然支部の総会等もございまして、収支決算等も行われる、報告もしなければならぬということもござい

す。

○東中委員 企業・団体献金を受けることができる支部というのは法律上決められておりますか。

○保利国務大臣 法律の詳細にわたりますので、選挙部長から答えをさせます。

○片木政府参考人 現行政治資金規正法第二十一条第四項の規定によりまして、政党の支部のうち、一以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられるものに限り、会社、労働組合、職員団体その他の団体から寄附を受けることができるかとされているところでございます。

○東中委員 それは数量的に制限がありますか、無限ですか。

○片木政府参考人 ただいま申し上げました政治資金規正法第二十一条第四項の規定に該当する支部につきましては、今申し上げました、会社、労働組合、職員団体その他の団体から寄附を受けることができるというふうにされておるわけでございます。特に数がどうということはないと思います。

○東中委員 自民党の支部は今何がありますか、届け出の。

○片木政府参考人 政治資金規正法に基づき提出があり、官報告示により公表しております自由民主党の支部の数は、平成十一年現在で五千七百二十三となっております。

○東中委員 五千七百二十三、これは昨年末です。それから後禁止が出てきたので、今言ったような、本部長の粕谷さんが支部をつくる要件なんか進めて、やっているわけですか。ほとんどふえていつていると思うんですね。

この数については、私、この法律ができたときに質問をしまして、「一以上の市町村の区域」それから「選挙区の区域を単位」としたものであるということで、何か限定したみたいと言っているけれども、これは合計三千六百八十一支部、自治体、市町村単位それから特別区、そういう組み合わせを全部計算するとそうなるんです。三千六百八十一支部。ところが、二つ以上、三つでも、これまた

一つずつ何はでもつくれるわけです。制限がないわけですね。ブロックにしてもいいし二県にしてもいいし、二町にしてもいいし三町にしてもいい。これは皆別々でいい。だから、無限にできるというふうになっているんです。しかも今度は、地域を単位にしている。地域を単位にして、例えば町なら町単位にして、そこで婦人支部とか青年支部とかふるさと振興支部とか、同じ地域の中に入っておれば何十でもできる、そうやっているんですよ。やっているでしょう、現に。——いや、やっているんですよ。

そうなるじゃないかということをおの制定のときに私が質問したのと、それから、参議院で自民党の閣根さんが質問をして、それで、何はでもできますというのを当時の担当大臣、自治大臣も答えているんです。特に町村単位で、何々町第一支部、何々町第二支部、何々町第三支部と、これも制限がないんです。何はでもできます。だから、議員の数だけ支部をつくれる。

個人で資金団体をつくってできるというのが今度でなくなつたわけでしょう。だから、今度はいくつ市町村で、町会議員あるいは市会議員が十人いると、そうしたら十支部ぐらいつくつたらいいわけですが、一人ごとに。それがそれぞれ支部長になる。こういうふうになつておるんですよ。答弁からいってもそうなんです。

そうしたら、個人に対する企業献金を禁止するというのを今度発足させて、罰則を四月までおくらせたというふうなことであります。だから、もう支部に切りかえてしまふんだと。支部にさえてしまつたら、個人で要求したりしたらいかぬわけですが、支部長として言つたらいいわけですよということになるんです。これではもう、全くのしり抜けになつちゃうと思う。

私が今言ったことで、そんなことを言うけれども、そんなことにはなりませんということがあるたら言うて下さい。そうじゃなかったらそういうことになるでしょう。もう事実上しり抜けになるというふうに思うんですか、どうですか。

○片木政府参考人 先ほど大臣のお答えにもありましたとおり、政党支部も政党の一部でございまして、本部と一体となつて政治活動を行うものでございまして、公職の候補者の資金管理団体や後援会等とはそもそも人格を異にするものと考えております。

政党がその支部をどのように構成し、政党活動をいかなる形で展開するかは、政党組織の基本にかかわる問題でございまして、政党の自主的な判断によるべきものと考えておるところでございまして。

政治資金規正法におきましては、政党等の政治団体の活動が国民の監視と批判のもとに行われるよう、政治資金の収支は公開する等とされているところでございます。

○東中委員 私の言つたことに、それは間違つていますということは一つも言わなかったですね。政党が、私の言つたように何町第一支部というふうにつくつて、それですればそれはもう政党の一部になるんで、個人の後援会とは法人格が違うので、実質上のしり抜けになるじゃないかということをおの言つたことについて、何か違うところがあるなら言いなさいと言つたら、その性格を説明しただけで、私の言つたことを一つも否定しなかった。認めたわけです。

そこで、これは犯罪だということでしょう、例えば政党以外に企業献金を受け取ることは、では、この間まで後援会だったとすると、後援会を受け取ることができませんね。その後援会の名前で資金管理団体だったのが、もう資金管理団体として受け取ることができなくなつた。だから、今度資金管理団体の名前を変えて、それでその資金管理団体の責任者だった人が今度支部長になる、そういう扱いをするということになつた場合に、政党支部として認められさすればもう犯罪でなくなつて、支部手続をとらないでやれば犯罪だとして処罰される、こういうことになるわけですね。

これは二月十日の朝日新聞ですが、政治家個人への企業・団体献金が一月から禁止されたことを受け、東京都議会の自民党議員五十人が、企業・団体献金の受け皿とする党支部をそれぞれの選挙区などに作つていたことが明らかになった。党の支部であれば企業・団体から献金を受けられるため、新たに党支部を個別に作ることで都議事は事実上、これまで通り、企業・団体からの献金を受けることができる。党本部によると全国に先がけての設立で、今後、地方の支部にも広がることになる。

個人でもう受けられなくなつた、だから支部にするんだ、企業献金を受け取るための受け皿として、そういう地方にも、党本部、自民党もそうやっているんだということになりますと、これは支部という、地域を冠しているといひながら、冠した地域に第二支部、第二支部とやつてもいいんだ、あるいは婦人支部といつてもいいし、ふるさと振興といつてもいいし、とにかく名前をちよつと変えたら同じ地域で何はでもできる。犯罪構成要件というのは、企業・団体献金を政党以外に受けられない、受けたら犯罪だ、一年以下の禁錮だということになつておる。だから、それでは困るからというて、名前を支部に変えたらそれで犯罪にならないんだ。

法務省、来てもらつておると思うのですが、企業・団体献金を一般の政治団体、個人が要求し、勧誘したり受け取つたりしたら犯罪だ、一年以下の禁錮だという構成要件があるわけですね。今のままでは都議はいかぬから、支部に名前を変えたらいいんだというて、今度は犯罪でなくなる、そういう構成要件というのは一体あり得るんだらうか。何が犯罪であつて何が犯罪でないかわからない。それを決めるのは、支部と認めるか認めぬかによつて決まっちゃうのだ。こんなばかなことはないと思うのですが、その罰則を適用する側から見て、こんなもの政党と言へるかい、個人だつたじゃないか、普通の政治団体で後援会だつたんじゃないか、それを名前を支部とつけただけじゃ

ないかということが争いになった場合にどうなんだというところについて、ちよつと法務省。

○古田政府参考人 一般論として申し上げますと、政治資金規正法第二十一条第四項等の規定によりまして、政治活動に関する寄附を受領することができる支部ということに該当いたしますと、これは政治資金規正法違反の罪は成立しないというところになるわけでございます。

ところで、法律上はいかなる支部がそのような支部であるかということにつきましては、政治資金規正法の解釈の問題でもございますので、法務当局としては答弁を差し控えたいと存じます。

また、どのような支部をどういうふうにつくっていくかについての政治資金規正法上の問題につきましては、これは政治資金規正法の立法政策にわたることもございますので、やはり答弁を差し控えたいと存じます。

○東中委員 それは形式的に言えばそういうことなです。問題は、第二十一条の第四項ということ、これを見ると、支部は、「政党的支部で、一以上の市町村の区域」、「指定都市にあつては、その区の区域」、「又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは」、「一般の政治団体とみなされて、だめなんだ」と言っているのです。「区域」で区切っているみたいなのを言っているけれども、先ほど言いましたように、現に六千近くあるでしょう。ほかの党は皆つけたが違います、一けた。また、実際に必要な分だけつくっていますよ。ところが、自民党はそうじゃないのですよ。朝日や毎日で書いているように、都議会議員が受けられるようにと五十人が支部をつくる、こんなことをやっている。

こういう、九条によって個人に対する企業献金、団体献金を禁止したというて、それに対応する処置として、企業献金、団体献金そのものを、あり方を見直すものと書いてあるその条項はほつておいて、今度は、支部というものはあまいだからといってどんどんそういうものをつ

くつていく。ほんまに脱法行為といえますか、しかもこれは愚弄するものと言わなければならぬ。罰則までつけておいて、それではい支部だと言えよそれでいい。私が質問したときは、何重にも重なるじゃないか、三千三百しかないのに随分重なるじゃないかとやうてやうたのだけれども、世間様が聞いて、町名なり地域さへ冠しておれば、あとはもう何をつけてもいいんだ、婦人やら第一、第二、第三でもいいんだ、そういう解釈になつていっているのですよ、あのときの自治省の話が。それで今、九条により禁止になつたら、それを大いに活用している。こんなことは許せぬというふうに思うのです。

それは、金の力で政治をやめようということをやってはいかぬ、企業・団体献金やめろという八次審の答申からいって、その方が望ましいんだと言つておるときに、これはひとつ自治大臣、政治家の良心でどう思われるかをお聞きしたい。こんなものは、それこそ笑われますよ。今初めて聞いたとおっしゃつたけれども、委員長、初めて聞いたのじゃないですよ、実際それでやっていると、東大の教授が本に書いていますよ、こんなひどいことをやっているんだといつて。

そういう状態が今起こっている。それが個人に対する献金を禁止した段階で一層ひどくなつてきているというところがどうしても許せないと思つていますが、ひとつ所見を聞いて質問を終わります。

○保利国務大臣 委員のお話は承つておりましたが、何か看板を右から左に移しかえて、今まで資金管理団体だったものを政党的支部に看板をかえればすぐお金が集まつてくるというふうなお話は、私はちよつと納得できないのであります。

やはり政党支部であります以上、その支部に属します党员がおりますし、その党员が集まつて支部を結成し、党のために活動をしていくというところが主眼なんであつて、そのお金を、政党以外は企業・団体献金が禁止されたということに基づいて

てそれをそうするというのは逆の見方じゃないかなと。

政党支部というのは、きめ細かい政治活動をやっていくためにそういう展開をすることもあり得るといふことを考え、また、党员がきちんと所属をしている党员がはつきりわかるわけであり、ますから、そういうものを加えていけば、私は、政党的支部としての存在というのの意味がある、そこへ政党であるがゆえをもつて団体あるいは企業からお金をいただくというところは可能である、こういうふうな見方をすべきではないか、こう思っています。

○榎井委員長 東中君、時間になりましたので。○東中委員 質問を終わりますけれども、私が言っているのは、これは朝日ですが、見出しで、「都議五十人、個別に党支部」をつくる、「企業献金受け皿に」「法の趣旨「骨抜き」」、これが普通の感覚ですよ。今までつくつていなかつたのが、企業献金をもたらえるようにするために支部をつくるんだと。こんなことを、今言われたような白々しいことを言つておつたのでは政治はよくならぬということをおし上げて、終わります。

○保利国務大臣 私は白々しいことを申し上げたわけではありませんが、実際、政党の活動というのはいかにあるべきかということからお話を申し上げたのでありますので、どうぞよろしく御理解を賜りたいと思つています。

○榎井委員長 次に、中西議員君。○中西(連)委員 私は、十分な論議もされないうままに比例定数二十削減をしたという今国会における大変残念な状況に立ち至り、しかもそのことは、参議院の審議等を考へてまいりますと、むしろ議院そのものを否定するといふようなことをみずからがやるという、こういう現象が出たことを大変残念に思つています。

したがつて、比例定数二十削減案、このことを通じて多くの問題がございますので、時間が許す限りそうした問題等についてお聞きをし、そして議員の皆さんと一緒に、今後このようなことにな

らないようにどうするかといふことを考えていきたいと思つていますので、質問させていただきます。

私は、こうした暴挙について、民主主義の否定であり、心の底から怒りを持って抗議をする思いでありますけれども、二度とこのような暴挙がなされることのないように、同僚議員にまずお訴えをしたいと思つています。

さて、定数削減の理由でございますけれども、なぜ議員定数を削減しなければならぬのですか。さきの公選法改正案の提案理由では、行革やリストラを理由にした議員定数削減となつています。しかし、このことは、行政に対して今後強力な指導力が期待される立法府の側の力を弱めることになり、官僚主導の行政を改革していくことに反するのではないかと私は思つております。

選挙制度や国民の代表である議員の定数問題を経済効率性の観点から取り扱うことは、およそ民主主義とは相入れないものであると思わざるを得ないのですが、この点について、どのようにお考えでしょうか。

○保利国務大臣 二十議席比例定数削減ということでお話だと思つています。ただ、これは憲法四十一条ですが、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」とその「国の唯一の立法機関」が決めになつたことを実行に移していく、執行していくというのが政府の役割だといふことを考えますれば、これはまさに議会の中でそういうことを立法していただいたわけでございますから、私もこの立法がどうであるかといふようなことを行政府の人間としてコメントする立場にはございせんので、この点のコメントは差し控へさせていただきます。

○中西(連)委員 その点については、また後で私の方の意見を申し上げます。比例削減をするということは、政府は、現行の小選挙区比例代表並立制について、三百の小選挙区が民意の集約、二百の比例代表が民意の反映で

あり、この民意の集約と民意の反映を両立させる制度であるとして今まで説明されてきましたし、前回の五、六年かかって選挙制度を改正したときの論議の中心はそこにあつたと思うのであります。

現行並立制の基本的考え方は、小選挙区制を導入するが、死に票が多い欠陥を補うために比例代表を加味するといふものであると私も理解をしてきました。それは三百と二百というのがセットであつて、三百と二百八十というのは、比例区のみ削減することで小選挙区と比例区の割合は三対二から五対三に減り、小選挙区分三百の欠陥を比例区二百で補うという現行制度の根幹を崩すことになると考えます。

今、行政府からこの点についての意見は言えないと言われました。さきの選挙制度改革は、議員立法でなしに、少なくとも行政府から提出をされた案であつたと思うのですけれども、そうした点は脈々とまだ生きておると思ひますけれども、この点について、どうお考えですか。

○片木政府参考人 小選挙区比例代表並立制の小選挙区と比例代表の割合の問題についてのお尋ねでございます。

国会議員の定数につきましては、その削減が喫緊の課題であるという認識のもとに、小選挙区の削減につきましては、平成十二年の国勢調査をもつて改めて議論を行うこととし、とりあえず今回は比例代表の定数を二十削減することとなつたものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、大臣のお考えも先ほどありましたけれども、国会議員の定数のあり方については、議会政治の根幹にかかわる問題でございますので、各党各会派において十分御議論をいただくべき事柄ではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○中西(維)委員 基本姿勢は、各党各会派が十分な御議論をという、このことがやはり基本になつておる。

ただ、前回のことを考えてまいりますと、国民

の皆さんの御意見を聞き、そして専門家を含むいろいろな審議会などの集約をし、そして、長期にわたつて選挙制度については各党各会派一致を原則として今までやってきたと思つております。

ただ、そのことがなされずに、前回のような形で処理されたことに對して、私はやはり、行政府が前回あつた法案を提出したということを考えますと、その点についての御意見があるはずでありますから、それを聞いたわけでありまして、この点、どうでしょうか。

○保利国務大臣 確かに、細川内閣、そして我が党は河野総裁だつたと思いますが、お話し合いの上、これは成立をした、いわゆる三百、二百でいつたといふことは、歴史的な経過としてございました。

ただ、今回の根幹のところの修正を行うといふことについては、議員提案でなされ、議会としての決定をなされた以上、それで私どもとしては選挙に関する事項について執行していかなくやならぬという立場にあるといふことでございまして、議員提案をしたことがどうであるか、こうであるかといふことについて、私はコメントをする立場にはないといふことを先ほど申し上げたのであります。

○中西(維)委員 保利大臣は協議会の主要な役割を果たした人でございまして、そうした点からいえますと、ちゃんとした御意見をお持ちだつたし、私はそれを信頼しておつたんですけれども、今のお言葉はお返しをしたいと思います。このことについてはこれでやめますけれども、それくらいの見識を持つて、これから大臣として行政府を律していただきたい。そうしないと、言論の府と言われる国会そのものが、今後たびたびこういうことが繰り返されてまいりますと大変な状況になるといふことを心配するから、私はあえてこのことについて触れさせていただきます。

そこで、代議制の基本認識について、主権者がみんな政治に参加する、意思決定にかかわるといふのが民主主義の基本でありますけれども、現実

問題としてみんなが集まることは不可能でありまして、そこで、代表を選んで主権を行使するといふ代議制が生れたと思ひます。選出国民の側からは、自分たちの意見を反映しやすくするには議員の数は多ければ多い方がよく、議員一人当たりの人口が少ない方がよりきめ細かな意見の反映ができるのであるといふことになります。ただ、議員が多過ぎても会議がうまくいかない。そのバランスをどこでとるかが大切でありますけれども、この代議制の認識についてどのようにお考えか、このことが一つ。

そして、議員定数の考え方は、地域人口との一定比率に基づくのが本来の考え方でありまして、地方自治法によれば、自治体の議会の議員定数も地域内の人口の多寡によつて定められております。衆議院の議員定数を定めるに際して、人口との関係は大きな要素ではないかと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしようか。

さらに、諸外国と比較いたしますと、主要国の下院議員の一人当たりの人口と比較してみると、日本の衆議院の定数は多いと言へるのでしようか。むしろ、他の多くの国々に比べて非常に低い水準にあると思ひますけれども、どうでしょうか。

こうした点について、簡単にいいからお答えください。

○保利国務大臣 細部につきましては選挙部長からお答えをさせますが、代議制についての御尋ねがございましたが、私は、これは人類が生み出した大変重要な知恵であつたのだらうと思つております。直接民主主義をやるといふ考え方もないわけではありませんが、小さいコミュニティ等については、直接民主主義が行われておるところは世界じゅう探せば現在もあると思ひます。しかし、代議制というのはまさに今の憲法の精神に沿つたことであつて、非常に大事な考え方だろ

うと思ひます。

その形になっておりますが、おおむね五百人とか六百人とか、少ないところでは百人台がありますし、二百人台もあるといふことで、人口から直接数学的に出てくるというような形には、世界じゅう、各国なつておりません。それはやはり議会制度の歴史の中から各国ずつと定着してきたものではないだらうか、こういうふうな感じを持っております。

あと、選挙部長から補足説明させます。

○片木政府参考人 代議制につきましては大臣からお答えがございましたので、その他の点について事務的な補足をさせていただきます。

議員定数を定めるに当たりまして、人口も考慮の要素になることは御指摘のとおりと考えますが、人口だけでなく、選挙制度や歴史の経緯、さらにその時々々の社会情勢など、諸般の事情を総合的に勘案して決められてゐるものではなからうかといふふうにご感じおとると思ひます。

G8などの主要国の国会議員一人当たりの人口でございますが、G8諸国の下院議員一人当たりの人口、これは単純に計算しただけでございますけれども、結果といたしましては、アメリカ、ロシアを除きまして、あとは我が国よりも少ないという状況でございます。アメリカが約六十二万人、ロシアは約三十三万人、イギリスは約九万人、ドイツは約十二万人、フランスは約十万人、イタリアは約九万人、カナダは約十万人でございます。これに對して日本は約二十六万人となっております。

○中西(維)委員 今もお答えいただきましたように、人口当たりからいいますと、アメリカ、ロシアを除けば日本が最も低いといふことになつておるわけでありまして、この点は、これを決めるに当たつてどのようにこれまでやってきたかといふことを考えますと、少なくとも、それぞれの歴史があるといふことを大臣言われましたけれども、そのことを私は否定するつもりはありません。

ただ、先ほど申し上げましたように、経済的に不況だから、各企業等はリストラをやっておるの

でこれを減らすのは当然じゃないかということ国民の参政権にかかわる問題とを同一視して考えるというこの自体がやはり問題があるわけでありますから、こうしたことになしに、私が諸外国の例を挙げましたのも、このようにばらつきがあり、しかも日本よりも、人口比からいいますと大変な数を持つてゐる国々が余りにも多いということを考えますと、やはり一人当たりの人口が少くない方が国民の皆さんの御意見を十分集約できるという、こうした原則が貫かれていかなければならぬ、このことを考えますときに、こうした措置がよるしいかどうかということも十分これから論議していく必要があるかと思つております。

そこで、定数六百人を基準にすべきではないかという考え方を私は持つておりますので、東京都より人口が少ないうエーアンを除きますと、ヨーロッパでは、人口は日本よりかなり少ないのに、先ほど発表がございましたように、日本の衆議院よりかなり多くなつておるし、人口数千人以上の国の第一院の議員数は六百人以上後ではないでしょうか。少なくともこのあたりを基準とするのが至当ではないか、こういう考え方を私は持つておりますから、この点についてはぜひこれから後、これらの問題について御論議いただくときには十分担保していただければと思つています。

そこで、定数本則の根拠についてお聞きします。が、奄美が加わつて衆議院定数の本則は四百六十七だつた。これが定められたのは、一九二五年の男子普通選挙の際の定数四百六十六にさかのぼることのできるわけでありすけれども、この四百六十六の根拠はどこにあったか、この点についてお聞かせください。

○片木政府参考人 当時の衆議院議員選挙法の改正案の提案理由説明によりますと、各府県ごとに人口十二万人で議員一人を配当することとした結果定数が四百六十六人となつた旨、説明されて

いるものと承知しているところでございます。

○中西(補)委員 ですから、やはりああいう時代であつても、国民の声を集約する代議制でありますから、議員一人当たりの程度はということをやはり本格的にまじめに論議をして決めていったのではないかと私は思います。したがつて、あえてそのことについてお聞きしたわけでありす。

そこで、私は自治省に、今言うようなこと等含まれて、今回のこの定数削減につきましても、先般、ちょうど与党によつて委員会が強行採決された日に私たちは勉強会を開きまして、いろいろ御意見を聞いた中で、選挙制度の専門家である石川真澄さんの意見などを聞いておりましたけれども、戦前の内務省にも劣るのではないかとこのことを指摘されたんです。大正デモクラシーに敵対していた内務省でさえ、国会議員の定数を定める場合に、一人の代議士は何人の国民を代表するの

かという発想を持つていたのに、今回はそうした考えはかけらもないのではないのでしょうか。定数を考えるには、代表とは何か、比例と小選挙区ではどのような性格の違いがあるのか、それぞれ反映すべき人口はどう考えればよいのかという、根本にかかわる議論をしなければならぬと思ひます。内務省の後継たる自治省は、このことについてどのようにお考えなのか、またどのような受けとめられておるのか、この点についてお答えください。

○片木政府参考人 議員定数を定めるに当たりまして、先ほど申し上げましたとおり、人口も考慮の要素になることは御指摘のとおりではございすが、人口だけでなく、選挙制度や歴史的経緯、さらにその時々々の社会情勢など、諸般の事情を総合的に勘案の上決められるものと考えておるところでございます。

分勘案し、各党各会派における議論を経て成立したものと承知させていただいておるところでございます。

いすれにいたしまして、国会議員の定数のあり方につきましても、議院政治の根幹にかかわる問題でございます。各党各会派において議論していただきたいと存じております。

○中西(補)委員 今、最後に指摘されました、各党各会派によつて御議論をということでありすが、少なくとも、やはり閣法をこの前出したという経緯があるわけですね、しかも長い年月をかけて練り上げてきた、こういう経過があるわけでありすから、こうした点を考え合わせていきますと、まさに逃げ一本の答弁でしかないような気がいたしますので、こうしたことでは行政府としての、一番民主主義の根幹にかかわる部分をこれからどうするかということぐらひはやはり基本的に持つておいていただきたいと思ひます。

そこで、今回、与党及び民主党政連びに自由党、現行制度の矛盾点、問題点の是正に関する公職選挙法の一部を改正する法律案が提出をされました。

しかし、現行制度の最大の矛盾というのは、得票率と議席率の乖離、死に票の増加、一票の価値の格差の拡大などの欠陥にあると私は考えます。このことは協議会でも随分論議されてきたところでありす。おびただしい死に票が発生し、有効投票の五五%にも達してると言われます。先ほどの議論の中におきましても格差二倍以上の選挙区が八十四選挙区にもなり、大変な数に達してあります。

樺の選挙についての国民の意思が明確な形で示される小選挙区制と、多様な民意を反映する比例代表制とを並立的に組み合わせたいものである、こういうふうに認識をしております。

これでいいのと言われますと、これはちよつと困りまして、こういう制度で今の日本の選挙制度は行われてゐるといふ前提に立つて私どもとしては選挙法を運用していかねければならない、こういうこととございまして、再三申し上げて大変恐縮であります、それも国会の意思としてお決めのいただいたことであるというふうに認識をしてゐるわけでありす。

また同時に、二十削減の問題についての御指摘もございすが、それによつてどうなるかということについては極めて借越なことであるといふふうに承知をいたしますので、コメントは差し控えておきたいとしまして、各党各会派でまたいろいろお話し合いをいただきたいと思ひます。

○中西(補)委員 また同じような答えになるかと思ひますけれども、「衆議院議員の定数については、平成十二年に行われる国勢調査の結果により、速やかにこれを四百五十人とするため、小選挙区選出議員の定数を中心に削減する措置を講ずるものとする」とあります。「小選挙区選出議員の定数を中心に」ということは、その中に比例定数のさらなる削減も含まれるのかわかりませんが、自治省として衆議院選挙制度の将来像についてどういふ展望をお持ちなのか、こうした点についてお答えください。

○保利国務大臣 これはもう再三同じような御答弁を繰り返して大変恐縮なのでありますが、やはり国の議院政治の根幹をなします選挙制度のあり方というのは国会でお決めのいただく、そしてでき上がった選挙法に基づいてその執行を行います役所がこの法律を取り仕切つていくというのが建前であらうかと思ひます。したがひまして、国会の議員の構成のあり方について自治省としてコメントを申し上げることは、言葉が重なりますが、

大変遺憾なことであると思っております。これは議会の中で御議論をいただきたいことであるというふうに承知をしております。

○中西(續)委員 さきの二十削減は、結局、国民の政治不信を利用して、政治にかける金を始末するようない方を、その不公平を拡大するものと私たちからすれば言わざるを得ません。もし定数を仮に削るなら、死に票が多い小選挙区から削るべきであって、民意を反映する公正な比例代表から削るということでは、ますます国民を政治から遠ざけかねないのではないかと思います。憲法の定める国民主権の原理にふさわしい選挙制度は何か。民意の反映や公平、公正をどのように考えていくのか。日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、一人一人が考えていくことが大事ではないだろうか、こう思います。

そこで、もう一点だけ最後に、あつせん利得行為の禁止についてお聞きしたいと思います。ロッキード事件で田中首相が逮捕され二十数年がたった今日も、政治家が関与する腐敗事件は残念ながら後を絶ちません。国会でもいろいろ議論されておるところであります。最近もいろいろそうした問題等が続出しておると言っても過言ではありません。これらの背景には、支持者に頼まれ役所に口をきくことは政治家本来の仕事であるという政治的風土、考え方が横たわっているのではないかと思います。

公務員倫理法を制定し、公務員に対し厳しい規制を設けることにした一方で、今、政治家みずからが機を正すことができれば、政治不信の解消どころか、さらなる国民の政治に対する信頼の喪失となることは必定であります。

政治家が役所に口をきき、その見返りに献金を受ける事態を禁止するようしなければなりません。政治家が政治的地位を利用して、特定の個人や団体からの陳情などを公務員に働きかけて実現した結果、その見返りに金品等を受け取ることを

新たに犯罪として罰しようというもので、今こそ、国会議員のあつせん利得行為を禁止するための地位利用取崩罪法案の早期成立が望まれますと私は考えますけれども、自治大臣の御所見はいかがですか。

○保利国務大臣 政治家といたしまして、政治倫理について厳しく受けとめていくのは当然のことだと思ひますし、私自身、そのことは心がけているつもりでございます。

その上に立ちまして、御指摘の点につきまして、現在、国会議員の地位利用取崩等の処罰に関する法律案ということで、民主党、公明党、社民党、参議院の会で平成十一年五月二十一日に参議院に提出された法律が、現在継続審査中になっております。この処理については、参議院の議運を中心に御議論をなさり、その処理等をお決めになることだろう、こういうふうにご考慮をお願いします。もとより、政治倫理というのは、政治家全員が心がけて守っていかなければならないことだと思っております。

○中西(續)委員 最後に、時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、こうしたことも含めまして、まだより多くの国民から指摘をされる問題が山積をしておる実情であります。したがって、そうした問題等について、私は、やはり優先してこれからの御議論いただくように、そしてまた委員長もお取り計らいいただきますようお願いを申し上げて、終わります。

○桜井委員長 中西君の質疑はこれで終わりました。

○桜井委員長 次に、鈴木宗男君外七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案並びに国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

まず、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鈴木宗男君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○鈴木(宗)議員 ただいま議題となりました自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び民主党の五党共同提案の公職選挙法の一部を改正する法律案及び国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず初めに、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成六年の政治改革によりまして、衆議院議員の選挙制度は小選挙区比例代表並立制となったのでありますが、平成八年の総選挙以来今日まで、この現行制度につきましてはさまざまな問題点が指摘されてきたところであります。このため、五党といたしましては、その改善に向けて鋭意検討してまいりましたが、本案は、次回総選挙までに緊急に是正すべきものとして、次の五点につきまして改正を行おうとするものであります。

第一は、衆議院議員の特別選挙の期日の統一についてであります。

現行制度では、衆議院議員の再選挙及び補欠選挙は事由が生じた都度四十日以内に行うことになっておりますが、小選挙区制度導入に伴いこれらの選挙の数が増加しておりますことから、これらの選挙に対する国民の関心を喚起する等のため、これらの選挙は、原則として期日を統一して行うこととし、九月十六日から翌年の三月十五日までに選挙を行うべき事由が生じたものについては当該期間の直後の四月の第四日曜日に、三月十六日からその年の九月十五日までに選挙を行うべき事由が生じたものについては当該期間の直後の十月の第四日曜日に行うこととしております。

ただし、衆議院議員の再選挙のうち、選挙の無効による再選挙及び法定得票数に達した候補者がなかったことによる再選挙は、これまでどおり、

これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に行うこととしております。

なお、参議院議員の任期が満了する年にあつては、期日統一の対象となる再選挙及び補欠選挙でその年の三月十六日から参議院議員の任期満了前五十日目の日までにこれを行うべき事由が生じたもの等は、通常選挙の期日に行うこととしております。

また、期日統一の期間内に衆議院議員の任期満了前六日前の日が属する場合には、当該期間の初日以後事由が生じた統一対象再選挙及び補欠選挙は、行わないこととしております。

第二は、衆議院小選挙区選出議員を辞した者等の立候補制限についてであります。

衆議院小選挙区選出議員を辞し、または辞したものとみなされた者が、当該欠員について行われる補欠選挙の候補者となることは、国民の理解が得られないと考えるものであります。補欠選挙の期日が統一されることにより、補欠選挙を行うべき事由が生じた日から補欠選挙の日までの期間が長くなりますと、このような行動をとることが容易になりますことから、これを禁止しようとするものであります。

第三は、小選挙区選出議員の選挙において法定得票数に達しない重複立候補者の比例代表選出議員の選挙における当選の排除についてであります。

現行制度においては、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の重複立候補者は、小選挙区選出議員選挙の得票いかんにかかわらず比例代表選出議員選挙の当選人となることが可能となっておりますが、これは国民感情にそぐわないため、小選挙区選出議員選挙において法定得票数に達しない重複立候補者は、比例代表選出議員選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなすこととしております。

第四は、専ら手話通訳のために使用する者に対する報酬の支給についてであります。

現行制度においては、専ら手話通訳のために使

用する者に対し報酬を支給することは認められておりません。本案は、選挙の実情にかんがみまして、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者のうち、専ら手話通訳のために使用する者について、政令等で定める額の報酬を支給することができるとしてあります。

第五は、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用の規制についてであります。

現行制度においては、衆議院議員選挙等一定の選挙の公示または告示の日から選挙の当日までの間は、政党その他の政治活動を行う団体の発行する機関紙、雑誌の普及宣伝のための自動車及び拡声機の使用は一定の場合を除きできないこととされておりますが、書籍、パンフレットの普及宣伝のための自動車及び拡声機の使用が横行し、選挙の公正を害しております。

本案は、これに対処するため、政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用については、衆議院議員選挙等一定の選挙の公示または告示の日から選挙の当日までの間は、確認団体による一定の制限の範囲内のものであり、これをすることができないものとしてあります。

なお、この法律は、原則として公布の日から施行することとし、専ら手話通訳のために使用する者に対する報酬の支給に係る規定並びに書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用の規制に係る規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしてあります。

また、衆議院議員の特別選挙の期日の統一に係る規定は、この法律の施行の日以後これを行うべき事由が生じた衆議院議員の再選挙及び補欠選挙について、小選挙区選出議員を辞した者等の立候補制限に係る規定は、この法律の施行の日以後小選挙区選出議員を辞したものとみなされ

た者について、小選挙区選出議員の選挙において法定得票数に達していない重複立候補者の比例代表選出議員の選挙における当選の排除に係る規定は、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から、専ら手話通訳のために使用する者に対する報酬の支給に係る規定並びに書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用の規制に係る規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日以後その期日を公示されまたは告示される選挙について、適用することとしてあります。

引き続き、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

現行法においては、衆議院議員及び参議院議員とも、当選後、選挙のときに所属していた政党から他の政党に移動することには何らの制限も加えられておりません。しかしながら、政党への投票をもとに選出された拘束名簿式の比例代表選出議員が当選後他の政党に移動することについては、選挙に示された有権者の意思と全国民を代表する議員の地位をめぐって、国会を初め学界、マスコミ等各方面で種々論議のあったところでありました。

これらの論議を踏まえ慎重に検討した結果、本案は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員が当選後、当該選挙で争った他の政党等に移動することとは、有権者の意思に明らかに背くものであることから、これを禁止することとしたとしております。選挙時の所属政党等を離れて無所属になることや、選挙時になかった新たな政党等に所属すること、また、選挙時に所属していた政党等が他の政党等と合併した場合または分割後に他の政党等と合併した場合に当該合併後の政党等に所属することは、禁止いたしております。

次に、この法案の内容について御説明申し上げます。第一に、国会法の一部を改正し、衆議院または参議院の比例代表選出議員が議員となった日以後

に、選出された選挙における他の名簿届け出政党等に所属する者となったときは、一定の場合を除き、退職者となることとしてあります。

第二に、公職選挙法の一部を改正し、衆議院または参議院の比例代表選挙の当選人は、その選挙の期日以後において、当該当選人が登録されていた名簿届け出政党等以外の当該選挙における他の名簿届け出政党等に所属する者となったときは、一定の場合を除き、当選を失うこととしてあります。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の規定は、施行日以後その期日を公示される総選挙及び通常選挙並びにこれらの選挙に係る再選挙及び補欠選挙またはこれらの選挙で選出される議員について適用することとしてあります。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案及び国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○横井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 選挙権及び被選挙権(第九条―第十一条の二)

第三章 選挙に関する区域(第十二条―第十八条)

第四章 選挙人名簿(第十九条―第三十条)

第四十条の二 在外選挙人名簿(第三十条の二―第三十条の五)

第五章 選挙期日(第三十一条―第三十四条の二)

第六章 投票(第三十五条―第六十条)

第七章 開票(第六十一条―第七十四条)

第八章 選挙会及び選挙分会(第七十五条―第八十五条)

第九章 公職の候補者(第八十六条―第九十四条)

第十條 当選人(第九十五条―第一百八条)

第十一章 特別選挙(第九十九条―第一百八条)

第十二章 選挙を同時に行うための特例(第一百九条―第一百八条)

第十三章 選挙運動(第一百九条―第一百七十八条の三)

第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第一百七十九条―第二百一条)

第十四章の二 参議院(選挙区選出)議員の選挙の特例(第二百一条の二―第二百一条の四)

第十四章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動(第二百一条の五―第二百一条の五)

第十五章 争訟(第二百二条―第二百二十条)

第十六章 罰則(第二百二十一条―第二百五十五条の三)

第十七章 補則(第二百五十六条―第二百七十五条)

附則

本則中括弧「(一)」を削る。

第五條の二第四項第一号中「を受けた場合」を削る。

第三十三條の次に次の一条を加える。

(衆議院議員の再選挙及び補欠選挙)

第三十三條の二 衆議院議員の第九十九条第一号に掲げる事由による再選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、衆議院議員の

4 参議院議員の再選挙又は補充選挙のうちその選挙を必要とするに至つた選挙についての第

百四十八条又は第二百八条の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が係属している間に第二項に規定する事由が生じた選挙についての同項の規定の適用については、同項中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは、「第二百四十八条若しくは第二百八条に規定する出訴期間の経過又はこれらの規定による訴訟が係属しなくなったこととのうちいずれか遅い方の事由が生じた場合」とし、地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙のうちその選挙を必要とするに至つた選挙についての第二百二条若しくは第二百六条の規定による異議の申出期間、第二百二条若しくは第二百六条の規定による異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定しない間又は第二百三条若しくは第二百七条の規定による訴訟が係属している間に同項に規定する事由が生じた選挙についての同項の規定の適用については、同項中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは、「第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間の経過、第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定しない間又は第二百七条の規定による訴訟が係属しなくなったことのうち最も遅い事由が生じた場合」とする。

5 第一項の選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 参議院議員及び都道府県知事の選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも五日前に

は、少なくとも五日前に
第四十六条の二第二項中「第三十四条(その他の選挙)第六項」を「第三十四条第五項」に改める。

第六十八条第一項第二号中「第二項」の下に「第八十七条の二」を加える。

第八十六条第五項第四号及び第七項中「若しくは第二項」の下に「第八十七条の二」を加え、同条第九項第三号中「第二項」の下に「第八十七条の二、第八十八条」を加える。

第八十六条の二第七項第二号中「又は第八十七条第一項若しくは第四項」を「第八十七条第一項若しくは第四項又は第八十八条」に改める。

第八十六条の四第七項中「第三十四条(その他の選挙)第六項」を「第三十四条第五項」に改め、同条第九項中「第八十七条第一項」の下に「第八十八条」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限)

第八十七条の二 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十七条の規定により衆議院(小選挙区選出)議員たることを辞した者又は第九十条の規定により衆議院(小選挙区選出)議員たることを辞したものとみなされた者は、当該辞し、又は辞したものとみなされたことにより生じた欠員について行われる補欠選挙における候補者となることができな。

第九十五条の二中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において前条第一項第一号に規定する得票がなかった衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第九十七条の二第二項中「第九十五条の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選

人)第五項」を「第九十五条の二第五項及び第六項」に改める。

第一百条第七項中「第九十五条の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人)第五項」を「第九十五条の二第五項及び第六項」に改め、同条第九項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第一百九条中「定めてこれを告示し」を「告示し」に改める。

第一百十条第二項中「第二百九条(当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)」を「第二百八条」に改め、同条第三項中「又は第二百九条」を「第二百六条又は第二百七条」に改め、「結果」の下に「その全部又は一部が無効となつたことにより」を加え、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)の選挙における当選人の不足数が第一項第二号に該当しなくても、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下この項において同じ。)が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期(在任期間を同じくするもの)の任期をいう。以下この項において同じ。)が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙の期日の公示若しくは告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

二 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第二百六条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

三 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第九十一条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

三 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第九十一条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

挙管理会の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領

三 前条第六号に掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙の期日の公示若しくは告示がなされた後に掲げる中央選挙管理会の第二百五十四条の規定による通知の受領

5 地方公共団体の議会の議員の選挙における当選人の不足数が第一項第三号又は第四号に該当しなくても、当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後(市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内。以下この項及び第九十三条第四項において同じ。)におけるこれらの号に掲げる事由の発生

二 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第二百六条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

三 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第九十一条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

三 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第九十一条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

三 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第九十一条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に掲げるこれらの号に掲げる事由の発生

二百七条の規定に係る再選挙に限る。当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後における当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の第二百一十条第一項後段の規定による通知の受領

四 前条第五号に掲げる事由による再選挙(第二百一十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたことによる再選挙を除く。)当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後における当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の第二百一十条第一項後段の規定による通知の受領

五 前条第五号に掲げる事由による再選挙(第二百一十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたことによる再選挙に限る。)当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後における当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の第二百一十条第一項の規定による通知の受領

六 前条第六号に掲げる事由による再選挙(当該議員の任期が終る前六月以内における当該選挙を行うべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後における当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の第二百五十四条の規定による通知の受領

第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

第四項に規定する選挙は、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第二百四十四条又は第二百八条の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が係属している間、前項に規定する選挙は、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第二百一十二条若しくは第二百六条の規定による異議の申出期間、第二百一十二条若しくは第二百六条の規定による異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定しない間又は第二百一十二条若しくは第二百七条の規定による訴訟が係属している間は、行うことができない。

第百一十一条第一号中「昭和二十二年法律第七十九号」を削る。

第百一十二条第三項中「第九十五条の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人)第五項」を「第九十五条の二第五項及び第六項」に改める。

第百一十三条第一項及び第二項中「定めてこれを告示し」を「告示し」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)の欠員の数が第一項第三号又は第四号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙の期日に補欠選挙を行う。ただし、これを行うべき事由が当該議員の任期(在任期間を同じくするものの任期をいう。)が終る前六月以内に生じたとき又は次の各号の区分による選挙の期日の告示若しくは告示がなされた後に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が第百一十一条第一号若しくは第一号の規定による通知を受けたときは、行わない。

一 参議院(比例代表選出)議員の場合、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙

二 参議院(選挙区選出)議員の場合、当該選挙区において行われる在任期間を同じくする選挙区選出議員の再選挙又は在任期間を異にする選挙区選出議員の選挙

4 地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項第五号又は第六号に該当しなくても、当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙の期日に補欠選挙を行う。ただし、これを行うべき事由が当該議員の任期が終る前六月以内に生じたとき又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第百一十一条第一号の規定による通知を受けたときは、行わない。

5 第百一十条第六項の規定は、前二項の規定による参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

第百一十三条に次の一項を加える。

6 第四項の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により当該他の選挙の期日に行われるべき地方公共団体の議会の議員の補欠選挙に対する同項の規定の適用については、同項中「これを行うべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。

第百一十四条中「定めてこれを告示し」を「告示し」に改める。

第百一十五条第二項中「第九十五条の二(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人)第六項」を「第九十五条の二第七項」に改める。

第百一十六条中「定めてこれを告示し」を「告示し」に改める。

第百一十七条中「及び」を「及び」に、「定めてこれを告示し」を「告示し」に改める。

第百一十三条第十九項第三号中「選挙(再選挙及び補欠選挙を除く。)」を「任期満了による選挙」に改め、「その任期満了による選挙については、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日まで(間)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 衆議院議員の再選挙(統一対象再選挙(第三十三条の二第三項の規定によるものを除く。十三号において同じ。)を除く。又は補欠選挙(同項の規定によるものを限る。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日まで(間)の間に、統一対象再選挙又は補欠選挙(第三十三条の二第三項の規定によるものを除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する選出の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
七 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第百九十七条の二第二項から第四項までの規定中「及び専ら」を「専ら」に改め、「使用する者」の下に「及び専ら手話通訳のために使用する者」を加える。

第百九十九条の五第四項第三号中「選挙（再選挙及び補欠選挙を除く。）を「任期満了による選挙」に改め、「その任期満了による選挙については、」を削り、「なされた日」の下に「の翌日」を加え、「任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 衆議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第百九十九条の五第四項に次の三号を加える。
五 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項又は第三項に規定する

る遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前九十日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

七 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第百九十九条の五及び第百二一条の六第一項第三号中「及び雑誌」を「雑誌、書籍及びパンフレット」に改める。
第百二十五条第五項中「第三十四条（その他の選挙）第二項本文」を「第三十三條の二第四項又は第三十四条第二項本文」に改める。
第百七十二条の見出しを「（命令への委任）」に改め、同条第二項を削る。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百九十七条の二第二項から第四項ま

で、第百二一条の五及び第百二一条の六第一項第三号の改正規定並びに次条第六項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第三十三條の二第一項から第五項まで、第百四十三條第五号及び第百九十九條の五第四項第五号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後これを執行すべき事由が生じた衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について適用し、施行日の前日までにこれを執行すべき事由が生じた衆議院議員の再選挙又は補欠選挙については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條第一項及び第三項の規定（これらの規定を附則第四條の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この項において「新漁業法」という。）第九十四條第一項及び附則第五條の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下この項において「新農業委員会等に関する法律」という。）第十一條において準用する場合を含む。）は、施行日以後これを執行すべき事由が生じた新法第三十四條第一項（新漁業法第九十四條第一項及び新農業委員会等に関する法律第十一條において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する選挙について適用し、施行日の前日までにこれを執行すべき事由が生じた新法第三十四條第一項に規定する選挙については、なお従前の例による。

3 新法第六十八條第一項第二号、第八十六條第五項第四号、第七項及び第九項第三号、第八十六條の二第七項第二号（新法第八十六條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六條の四第九項の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又

は告示された選挙については、なお従前の例による。

4 新法第八十七條の二の規定は、施行日以後衆議院（小選挙区選出）議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者について適用し、施行日の前日までに衆議院（小選挙区選出）議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者については、なお従前の例による。

5 新法第九十五條の二第六項（新法第九十七條の二第二項、第百零七條第七項及び第八項並びに第百二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。）

6 新法第百九十七條の二第二項から第四項まで及び第百二一条の五から第百二一条の十までの規定は、前条ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに前条第一項及び第六項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業法の一部改正）
第四条 漁業法の一部を次のように改正する。
第九十四條第一項の表以外の部分中「第六項」を「第五項」に、「（施行に関する命令等）」を「（命令への委任）」に改め、同項の表第二十五條第四項の項の次に次のように加える。

第三十四条第一項第一号		第百九条第一号から第三号までに掲げる事由	漁業法第九十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由又は同条第四項に規定する事由
第三十四条第一項第二号及び第四号		第百九条第四号	漁業法第九十二条第一項第三号
第三十四条第一項第五号及び第六号		第百九条第五号	漁業法第九十二条第一項第四号
第三十四条第一項第七号		第百九条第六号	漁業法第九十二条第一項第五号
第三十四条第一項第八号		第百九条第七号	漁業法第九十二条第一項第六号
第三十四条第一項第九号		第百九条第八号	漁業法第九十二条第一項第七号
第三十四条第一項第十号		第百九条第九号	漁業法第九十二条第一項第八号
第三十四条第三項		同項各号に掲げる地方公共団体の議会の議員及び長	第一項各号に掲げる海区漁業調整委員会の委員
第三十四条第四項		同項に規定する	第二項に規定する

第九十四条第二項中括弧「(一)」書を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五條 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「(その他の選挙の期日)」を「(再選挙、補欠選挙等の期日)」に、

「第二百七十二条第一項(施行に関する命令)」を「第二百七十二条(命令への委任)」に改め、同条の表中括弧「(一)」書を削る。

第十一條の表第三十三條第三項の項の次に次のように加える。

第三十四条第一項第五号及び第六号	第二百十條第一項	農業委員会等に関する法律第二百十條において準用する第二百十條第一項
第三十四条第一項第七号	第二百五十四條	農業委員会等に関する法律第二百五十四條
第三十四条第一項第八号	第百十一條第一項	農業委員会等に関する法律第百十一條において準用する第百十一條第一項

第十一條の表第三十四條第三項の項の次に次のように改める。

第三十四条第三項		同項各号に掲げる地方公共団体の議会の議員及び長	第一項各号に掲げる農業委員会
第三十四条第四項		その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四條の解任の効力

第十一條の表第三十四條第三項の項の次に次のように加える。

第三十四条第四項		その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四條の解任の効力
同項に規定する		第二項に規定する	

第十一條の表第六十八條第一項第一号の項中「若しくは第二項」の下に「第八十七條の二」を加える。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第六條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中括弧「(一)」書を削る。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第七條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項及び第七項中括弧「(一)」書を削る。

(公職選挙法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 公職選挙法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

本則中括弧「(一)」書を削る。

目次の改正規定を削る。

附則第一條中「目次の改正規定(第四十二條(選挙人名簿の登録と投票))」を「第四十二條(選挙人名簿の登録と投票)」を「第四十二條(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)」に、「第四十九條(不在者投票)」を「第四十九條(不在者投票)」に、「第二百六十九條(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九條(指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第二百七十一條(不在者投票等の時間)」を「第二百七十一條(不在者投票等の時間)」に、「第二百七十一條の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十一條の四(再立候補の場合の特例)」に、「第二百七十一條の五(在外投票を行わせること例)」に改める部分にとがでない場合の取扱い」に限る。」を削る。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四百七十二條のうち市町村の合併の特例に関する法律第六條第四項の改正規定中括弧「(一)」書を削る。

(公職選挙法の一部を改正する法律の一部改正)
第十條 公職選挙法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九條に一項を加える改正規定のうち同条第三項中括弧「(一)」書を削る。

第二百七十七條第二項の改正規定及び第二百七十七條第二項の改正規定中括弧「(一)」書を削る。

理由

最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の特別選挙を原則として二年一回に統一して行うこととするほか、小選挙区選出議員たることを辞した者等は、その辞職により生じた欠員について行われる補欠選挙の候補者となるべきでないこととし、小選挙区選挙において法定得票数に達しなかつた重複立候補者の比例代表選挙における当選を排除し、選挙運動に従事する者のうち専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給することができるとし、さらに、政党その他の政治活動を行う団体の選挙における政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用について規制を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條の二 衆議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六條の二第一項に規定する

衆議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。)であつた衆議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの(当該議員が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等(当該衆議院名簿届出政党等に係る合併又は分割(二)以上の政党その他の政治団体の設立を目的として一の政党その他の政治団体が解散し、当該二以上の政党その他の政治団体が設立されることをいう。次項において同じ。)が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。以下この項において同じ。)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が参議院名簿登載者(公職選挙法第八十六條の三第一項に規定する参議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。)であつた参議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における参議院名簿届出政党等であるもの(当該議員が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等(当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。以下この項において同じ。)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。以下この項において同じ。)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十七條の二第二項中「第九十九條」の下に「第九十九條の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「同項中」の下に「第九十九條の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九條の二第六項において準用する場合を含む。」と、を削る。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人(第九十六條、第九十七條の二第二項又は第九十七條第二項の規定により当選人と定められた者を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)は、その選挙の期日以後において、当該当選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体で、当該選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの(当該当選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等に係る合併又は分割(二)以上の政党その他の政治団体の設立を目的として一の政党その他の政治団体が解散し、当該二以上の政党その他の政治団体が設立されることをいう。が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。以下この項において同じ。)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

参議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人(第九十六條、第九十七條の二第二項又は第九十七條第二項の規定により当選人と定められた者を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)は、その選挙の期日以後において、当該当選人が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体で、当該選挙における参議院名簿届出政党等であるもの(当該当選人が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割(二)以上の政党その他の政治団体の設立を目的として一の政党その他の政治団体が解散し、当該二以上の政党その他の政治団体が設立されることをいう。が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。以下この項において同じ。)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

合併により当該合併後に存続するものを除く。第四項において「他の衆議院名簿届出政党等」という。に所属する者となつたときは、当選を失う。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人が、除名、離党その他の事由により当該当選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた場合は、当該衆議院名簿届出政党等は、直ちに文書でその旨を選挙長に届け出なければならぬ。この場合において、選挙長は、直ちにその旨を当該当選人に通知しなければならぬ。

3 前項前段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書を、離党である場合にあつては当該当選人が衆議院名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならぬ。

4 第二項の通知を受けた当選人は、当該当選人がその選挙の期日以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していない場合には、当該当選人がその選挙の期日以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していないことを誓う旨の宣誓書を、当該通知を受けた日から五日以内に選挙長に提出しなければならぬ。

5 前各項の規定は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人で第九十六條、第九十七條の二第二項又は第九十七條第二項の規定により当選人と定められたものについて準用する。この場合において、第二項中「その選挙の期日」とあるのは「第九十六條、第九十七條の二第二項又は第九十七條第二項の規定により当選人が選挙会において当選人と定められた日」と、「所属する者となつたとき」とあるのは「所属する者となつたとき(第九十六條、第九十七條の二第二項又は

第百十二条第二項の規定により当該当選人が選挙会において当選人と定められた日において所屬する者である場合を含む。」と、前項中「その選挙の期日」とあるのは「第九十六条、第九十七条の二第一項又は第百十二条第二項の規定により当該当選人が選挙会において当選人と定められた日」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人について準用する。この場合において、第一項中「第九十七条の二第一項」とあるのは「第九十七条の二第三項において準用する同条第一項」と、「第百十二条第二項」とあるのは「第百十二条第四項において準用する同条第二項」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、第二項中「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「所屬する者」とあるのは「所屬する者(当該参議院名簿届出政党等が推薦する者を含む。)」と、第三項及び第四項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、前項中「第九十七条の二第一項」とあるのは「第九十七条の二第三項において準用する同条第一項」と、「第百十二条第二項」とあるのは「第百十二条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第百十条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体」に、「前条各号」を「前条各号」に改め、「生じた場合」の下に「又は衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。の選挙について第九十九条の二第一項(同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))又は第六項において準用する場合を含む。))の規定により当選人が当選を失った場合」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の国会法第九十九条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示される総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員及び施行日以後その期日を公示される通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員及び施行日の前日までにその期日を公示された通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員については、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院の比例代表選出議員の総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙並びに施行日の前日までにその期日を公示された参議院の比例代表選出議員の通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)
第四条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第九十八条まで」の下に「第九十九条の二」を加える。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四項まで」の下に「第九十九条の二」を加える。

理由

衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員が、当該選出された選挙において当該議員が名簿登載者であつた名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所屬する者となつた場合に、これを退職者とする制度を設けるとともに、衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人が、その選挙期日以後に当該当選人が名簿登載者であつた名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所屬する者となつた場合に、その当選を失わせる制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年四月二十一日印刷

平成十二年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局